

平成14年厚岸町議会第2回定例会

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成14年6月19日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年6月21日 午前11時36分
	閉 会	平成14年6月21日 午後 4時39分

1 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若 狹 靖	教委管理課長	田 辺 正 保
助 役	鈴 木 英 世	教委生涯 学習課長	柿 崎 修 一
収 入 役	君 澤 英 二		
総務課長	斉 藤 健 一	監査事務局長	阿 野 幸 男
企画財政課長	黒 田 庄 司	農委事務局長	松 浦 正 之
税務課長	大 野 榮 司	教委体育 振興課長	澤 向 邦 夫
町民課長	古 川 福 一		
保健福祉課長	大 沼 隆	教委指導室長	大 場 和 典
環境政策課長	西 野 清	水道課長	山 崎 国 雄
農政課長	福 田 美 樹 夫	病院事務長	大 野 繁 嗣
水産課長	小 倉 利 一	特別養護老人	藤 田 稔
商工観光課長	久 保 一 將	ホーム施設長	
管理課長	松 澤 武 夫	デイサービス	玉 田 勝 幸
建設課長	北 村 誠	センター施設長	
監査委員	今 村 實	環境政策 課長補佐	佐 藤 悟
教育長	富 澤 泰		

委員長 ただいまより平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を再開いたします。
開会時刻 11時36分

委員長 初めに、お諮りいたします。
審査の進め方は各会計とも款項目により進めてまいりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、初めに、議案第52号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条、歳入歳出予算の補正は8ページをお開きください。

事務方より字句の訂正があるという申し出がございますので、これを許します。

企画財政課長。

企画財政課長 大変貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

実は、昨日の私が行いました補正予算の説明のところで、説明内容に一部誤りがございましたので、申しわけございませんが、この場をおかりして訂正をさせていただきますと存じます。

議案第52号 平成14年度厚岸町一般会計の補正予算、1回目の説明の中でございますが、歳入の8ページ目と9ページをごらんいただきたいと思いますが、一般会計の8ページと9ページの歳入のところでございます。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、4節の水産業費補助金、北海道ヒトデ駆除モデル事業補助金 150万円のこの部分を説明する段階で、補助率3分の2と説明をさせていただきましたけれども、この事業につきましては、漁業協同組合が事業主体の事業でございまして、漁業協同組合の負担分も入れますと総事業費は 300万円と、その補助率が3分の2ではなくて2分の1であるというところで、2分の1の 150万円の計上ということになります。

また、同様に歳出のところになりますが、歳出のところの18ページ、19ページ、お聞き願いたいと存じますが、歳出の方でもこの北海道ヒトデ駆除モデル事業 225万円の説明をした際にも、3分の2の道補助金の採択を受け実施しますと申し上げましたけれども、今、前段で申し上げましたとおり2分の1の補助金ということで、

2分の1の間違いでございます。北海道の補助金2分の1の150万円を受け、4分の1の町負担分75万円を加えまして、合計で225万円を19節の補助金として漁業協同組合へ支出をするものであります。

以上、説明内容の訂正とさせていただきたいと存じます。大変不適切な予算説明でございまして、まことに申しわけございませんでした。

委員長 それでは、歳入より進めてまいります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金。3項委託金、3目農林水産業費委託金。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。

11番。

11番 申しわけないんですが、4目、7目について質問したいんですが、今回この緊急地域雇用創出特別対策推進事業補助金が林業費補助金と小学校費補助金でそれぞれ452万と237万8,000円が計上されているんですが、厚岸町が緊急雇用創出のこの事業に取り組むに当たって、今年度はこれだけなんですか。他にまだ事業あるんでしょうか。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 緊急地域雇用の取りまとめ窓口といたしまして、私の方からご答弁をさせていただきたいと思いますが、14年度のこの補助メニューに載ります事業は、今回、補正予算で計上されております林業費と、それから小学校費、この2本だけでございます。この後、当初の計画の段階では追加される事業はございません。一昨日の一般質問の中でも申し上げたわけではありますが、当初の組み立てとしましては、この2本の事業を3年間実施をするという計画で今進んでおります。

委員長 11番。

11番 この事業は新たな事業だそうですね。前回やられた事業とはちょっと内容を変えて、雇用をふやすというふうに事業の内容等が変わってきていると思うんですが、これによる厚岸町内での新たな雇用というか、これはどのぐらい見込んでいるんでしょうか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 私の方から林業関係のこの事業の人員等について答弁をさせていただきます。

私ども、今回、町有林の枝打ち事業を申請をするわけでありまして、これ

に係ります雇用人員というのは、総体で 293人程度、現在考えております。その中で、新規雇用に係る部分につきましては 117人程度の――延べでいきますと、そういった人数を考えております。この事業、2カ月程度の事業期間になろうと思っておりますが、これにつきましては、総体で7人の雇用と。

(「7名」の声あり)

環境政策
課 長

7名の雇用。そのうち新規に係る分については6名というふうに想定をしております。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

私の方からは、教育費道補助金の関係にあります事業につきましてご説明申し上げたいと思います。

教育関係の方では、障害児指導補助員の配置事業ということでございまして、本年度から1名の障害児童が加わったことによりまして、それを補助するということで新たな雇用をしているわけでございますけれども、この事業に係ります人員でございまして、基本は6カ月未満ということでございまして、1年間を通した事業でございます。そういう形からいきますと、延べ人員では2人という、計算上はなるわけでございます。

ただ、この事業につきましては、この緊急事業におきまして、その形態といたしまししょうか、作業の形態がどうしても対、人との関係のことになりますもんですから、6カ月を超えての継続が認められているということに相なっております。今の考えでございますと、同じ方に1年を通して指導に当たっていただきたいという考え方を持っております。

以上です。

委員 長

11番、谷口委員。

11 番

林業費のこの事業なんですが、町有林の枝打ちということで新規を6名見込んでおるといことなんですが、これは結果的には森林組合に委託するんですか、この仕事は。そうすると、結果的に委託をしまして、新規の雇用が出ないということは、森林組合の今抱えている中で進められて、新規の雇用が新たに発生しないというようなことは絶対あり得ないような進め方になるのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

お答えいたします。

申しわけありませんが、先ほどの答弁の中で 117人、延べ、新規と申し上げましたけれども、これは申しわけありません。12年の数字を申し上げましたので、訂正をさせていただきたいと思います。248名を考えております。

それで、ただいまの質問であります。新規雇用が委託先によってはなくなることもあるのかというご質問でありますけれども、この事業につきましては、総体の事業費の中で80%の人件費を見なきゃならんと。そのうち、さらに総体の人員の中で75%の人が新しい人を雇わなければこの事業の対象にならないということになるかと思えます。したがって、まるっきり新規の方が雇用されないということは、この事業についてはあり得ないということでございます。

委員 長

11番、谷口委員。

11 番

結果的に委託、発注しているわけですね。これの確認はどういうふうに、それじゃされるんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

この委託の方法であります。新規の雇用の見込める企業を公募を……、まず新規雇用につきましては、ハローワーク等に求人の申し込みをしていただくと。その前に厚岸町においても広報等でこの事業の趣旨を広報誌に載せまして周知をしております。各企業においては、これらの新規の雇用が見込めるというふうになれば、厚岸町に対して委託の企画書を提出していただくと。その企画書の中身を点検することによりまして、新規雇用の拡大が図れることを確認をしながら、契約の方法としては、その会社に対して随意契約で契約をしていくという方式をとっております。それらの新規の拡大の分については、十分な確認ができるというシステムになっております。

(「はい、いいです。」の声あり)

委員 長

いいですか。

ほかにございませんか。

次に進みます。

7目教育費道補助金。

16款寄附金、1項寄附金、

(発言する者あり)

委員長	失礼しました。 3項委託金、4目農林水産業費委託金。 16款寄附金、1項寄附金、9目教育費寄附金。 17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金、 18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。 19款諸収入、6項雑入、3目雑入。 11番、谷口委員。
11番	大変申しわけないんですが、説明されているのかもしれないんですが、国際協力事業負担金43万7,000円、これは何なんですか。
委員長	環境政策課長。
環境政策課長	国際協力事業の負担金についてお答えをさせていただきます。 この負担金につきましては、平成12年にもありましたが、水鳥館職員が海外に協力員として派遣をするという、そういった事業でございまして、今回、JICA、国際協力事業団であります。そこの要請によりまして、この水鳥館の専門員がモンゴルに専門員として行くと。それに対する全額人件費として補填をするという金額でございます。この期間につきましては、現在予定されているのは7月下旬から8月下旬までというふうに1カ月程度の期間を予定をしているところでございます。 (「JICAが負担している……」の声あり)
環境政策課長	そうです。JICAが全額負担というふうになるわけなんです。 (「はい、わかりました」の声あり)
委員長	いいですか、11番。 次に進みます。 以上で歳入を終わります。 決まりのいいところで、昼食のため休憩いたします。 午後の再開は1時。 休憩時刻11時55分
委員長	委員会を再開いたします。 再開時刻13時00分 10ページの歳出より進めてまいります。 2款総務費、1項総務管理費、6目企画費。2項徴税費、1目賦課納税費。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

3番。

3 番 基本台帳のネットワークの問題であります。

8月5日から実際に動き始めるということになりますね。今月に入ってからだったと思うんですが、登録される項目が171だか追加されたというふうに聞いております。これは町でどうこうということにはなりませんけれども、住民としては非常に大きな不安があるわけですね。特に旅券業務、あるいは厚生年金の支給業務、通勤災害の際の保険給付、こういうようなものが新たに追加されるということで、何が心配なのかということは、個人情報にかかわる、個人情報が守られるのかどうなのかという問題ですね。

小沢内閣のときに、これは個人情報……、法律としては個人情報をきちんと守る、そういうものを整備するんだ、それが前提だというふうに言っていたわけなんです。しかしながら、この国会の個人情報案が提出をされると。これは民間と行政機関と2つに分かれておりますが、民間の分については罰則がある。非常に問題があって、表現の自由などを侵す、そういうおそれがあるということで、マスコミを初め——マスコミだけではないですね、著名な文筆家から何から猛反対をして、恐らく継続か廃案になるだろうというふうに考えています。

それから、行政に関する個人情報につきましては、これは罰則がないんですね。官に非常に甘い中身になっています。図らずも防衛庁のリスト問題が起きてきたと。本当に個人情報というものが守られるのかどうなのかというのが、そういう実例を示されるたびに大きな不安になっているわけですよ。そういう点で、今回ほかのところでは条例の改正をするというふうなことが進められているようですが、本町ではやらないというようであります。そういうことについて、町としてどのようにお考えなのか、ご参考までにお伺いしたい。

委員長 町民課長。

町民課長 まずは私の方からご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今ご質問にありました条例改正を行わないという点につきましては、田宮委員さんとお話しの中では、厚岸町の個人情報保護条例をどうするんだというご質問だったんですけども、私の方としては、そちらの方は総務課の所管でありましたので、それについては、私の方は受けとめ方として、このネットワークのカード化による条例改正が必要ではないのではないかというふうにとらえましたので、それについてはお話ししました

ように、さきの議会の中でもいろいろこの個人情報の問題があるから、これに当たっては慎重に取り扱ってほしいというご意見もありましたし、総括的に助役の方からその辺を踏まえて十分に対応していきたいということでありましたので、そのカード化に当たっての多目的な使用についての条例改正は今のところ考えていないというふうにお話をさせていただいた内容でございますので、個人情報の条例の改正の問題につきましては、総務課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 個人情報の関係でございますけれども、いずれにいたしましても外部に対する情報の提供の部分で、現在これらの今動いている中身は、条例の改正の検討を今進めている最中であります。いずれにいたしましても、これらの情報の提供に当たりましては、条例に基づいてきちんとした対応をとっていかなきゃならないというふうに考えております。

委員長 3番。

3 番 個人情報の改正云々ということについて私は言っているわけではないんですね。ネットワークについての条例改正ということがあちこちでやられているというふうに聞いておりますので、当町としてはどうなのかというお話は申し上げましたね。今の、せっかく答弁なされたんですから、その個人情報を変えようという意図というのは、例えば防衛庁のような問題が出てきたと、それでもう少しきちんとしたものにするんだと、そういう意味ですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今お答え申し上げましたのは、いずれにいたしましても外部に対する、厚岸町には個人情報保護条例を持ってございますので、それらについても今回のこの提供に当たっての調査検討を今している最中であります。ですから、それらについて、危惧されることを含めて検討中ということでございますので、ご理解を願いたいと思います。個人情報保護条例につきまして。

委員長 町民課長。

町民課長 私の方は、住民基本台帳法の改正によりまして、このネットワークシステムができるというふうに、もとなる本体が改正になりましたので、これを受けて私どもは、この実施に当たっては条例改正は必要ないというふうになっていまして、先ほど申し上げましたように、そのカードをそれぞれの町村の独自性を持っていろいろに、

多目的に使用する場合は、それらに関する条例を制定しなければならないというふうに国から聞いておりますから、現在のところはこれを、住基ネットを広域のネットワークだけに使用する、この場合はこの住民基本台帳法によって、ほかの条例は制定は必要ないというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 3番。

3 番 大体わかりましたけれども。

それと、今の時点ではしないと、しかし将来的にはあり得るよと、カードの問題についてね。そういうことですね。

委員長 町民課長。

町民課長 今、国の方でも地方でもこの個人情報の問題がささやかれていますから、さきの議会の中でもご意見をいただきましたように、これでいいというところがなかなか見えない。そういう中では、このままそういう不安を私どもが乗り切れていけるのかというふうになりますと、大変私ども担当としても不安な状況でありますから、それを超えてなかなかできないという問題が一つあります。

それから、もう一つは、これに係る費用が、まだ算定していませんけれども、例えば情報館、病院、これらを全部利用するとなった場合、この整備費も相当かかるんじゃないかなと、こういうふうを考えるんですね。

そう考えますと、その個人情報の保護の問題と費用の問題を考えたときに、リスクの方が大きいような気がしてならないものですから、現在の段階で私ども担当の方として言えるのは、現在の考え方でこのまま推移をしなければならないだろうというふうに考えております。

委員長 3番。

3 番 それじゃその個人情報を見直そうと、全体ではなく一部なんでしょうけれどもね、これはいつごろまでにやられるつもりですか。

委員長 総務課長。

総務課長 外部接合との関係で、現在、アンダースタローンというんですか、個別に立ち上げた中で今までの、何というんですか、ネットについては行ってございますし、住基の接合ということでございますので、個人情報の……、保護条例の整備が当然外部接合ということになりますと、整備を考えていかなきゃならないというふうに考

えております。早急にこのことは今進めている最中でございますので、いつまでと言われましても、はっきりした期日を申し上げられませんが、そういう状況で今整備検討している最中でございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

ほかにありませんか。

次に進みます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

3番。

3番

委員長、議題が、この社会福祉総務費と、出ているのは国民健康保険の特別会計の繰出金の問題であります。これからは離れて若干お伺いしたいことがあるわけです。その中身は、先般、谷口議員が一般質問で支援費について質問をいたしました。この問題については、7月から事業者の指定が始まりますし、10月からは支援費の申請が始まるわけですね。事は非常に切迫しているわけで、のんきに構えているわけにもいかないと。この前のご答弁をいただきますと、6月の末になってやっと道へ行って説明を聞くような状況のようでありまして、非常におくれているわけですね。そういう点について、特に質疑をさせていただきたいと。

それから、この問題は、また一方では私の方から問題を提起しております介護の認定を受けた方々の障害者控除、特別障害者控除問題についてなかなか、これは町だけの問題でないものですから、進展がないと。そういう点にも絡めてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なるべく簡潔にお伺いしてまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長

福祉問題に重大な関係があるという考え方で特に許します。

余り長くならないよう気をつけて質疑をお願いいたします。

3番

なった場合には直ちに指摘していただければ着席をいたします。

それでは、支援費の問題であります。

最初に、従来、措置で行われていたものが、今度は契約になると。これは介護保険が突破口を開いたわけですが、これは重大な問題をはらんでいるというのが一つあると思うんです。というのは、措置であれば、行政の一方的なお仕着せで自由な選択はできなかった、自由の選択はできない、これが1つにしきの御旗みたいになっているんですね。それで、契約にいくんだと、これからは契約の時代だというふうに言われているわけですが、その辺のお考えについてまずお伺いをいた

します。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 措置費から支援費に制度が改正になるという、この改正の趣旨の目指すところでございますけれども、従来は、ご質問者がただいまお話のあったとおりでございますけれども、これからはサービスをする、いわゆる事業者と、それからサービスを受ける側が対等な立場で契約に基づいてサービスを受けるようにすると。このことによって自由な選択、あるいはサービスの質の向上というものが図られるだろうということがこの支援費に移行する趣旨というふうに考えております。

委員長 3番。

3番 介護保険でもそうですが、契約によりまして、自由に選択ができるんだと。例えば、私たちが商店街を歩いて自分の気に入った柄の洋服あるいはサイズの洋服を買うとか、あるいは自分の気に入った食材を買って、それをもとに料理すると、自由に選択してやれるようなことになりますよね。ところが、介護保険でもそうですが、これから始めようとする障害者福祉について、今度は措置から契約に変わることですが、そういうふうな自由な選択ができる状況にあるでしょうか。私はないと思うんですね。いみじくもあなたがこの前谷口議員に答弁なさりましたよね。この町ではいろんな業者はいないんだと。言ってみれば、この介護でいえば社会福祉協議会しかないわけですから。しかも、特別養護老人ホームに象徴されるように、待機者がいっぱいいて、保険料は払っているけれどもすぐに入れないという状況ですね。そのことを私は措置から契約に移ることが本当に自由の選択になるのかというと、そうではないんじゃないかと、前提としてお伺いしたわけではありますが、もう一度お伺いしたい。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 この措置以下の支援費に移行する主な趣旨といいますのは、国で示しているのは先ほどご答弁を申し上げたとおりの内容になってございます。ただし、先般の11番さん議員の一般質問にもお答えをさせていただきましたけれども、都市部等ではこの障害者福祉サービスをする機関、あるいは施設、これはたくさんありまして、サービスを受ける側の方としてはある程度選択の幅というものはあるでしょうけれども、この厚岸町においては、ただいまご指摘のとおり、サービス提供機関というのはごく限られていると。そこで、特に身体障害者の施設サービス、入所施設等の利

用ということになりますと、町外の施設を利用していただくという格好になろうか
と思います。厚岸町といたしましては、この相談業務、あるいは入所に当たっての
調整というものを、利用される方との間に入った中で、万全を期していくための人
的な配置ですとか、相談対応に万全を期していきたいというふうに、今のところは
そのように考えております。

委員長

3番。

3番

今まで申し上げたようなそういうことを前提にして本題に入りたいと思うんです
が、ちょっと長くてごめんなさい、どうも。

支援費の問題であります。今まで障害者福祉については、行政がサービスをし、
質の向上を図ると、こういうことがやられたんですね。今度はどうなるかと言いま
すと、障害者の方が役場に来て支援費の支給の申請をしなければならない。支援費
というのは何ですか。支援費。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

主に身体障害者ですが、身体障害者がサービスを受けるに当たって、当然サービ
スを提供する側としては経費がかかるわけでありまして。経費については、全額を自
己負担とするのではなくて、国あるいは北海道等がこの経費の一部を支援という形
で支給をさせていただくという内容のものでございます。

委員長

3番。

3番

そうなんです。利用料の一部を結局、補助しますよと、こういうことですよ。
簡単に言ってください。

その申請に当たって条件がありますね。身体者手帳を持っていないと、この支給
の申請ができないということがありますね。実は、厚生省は、機能障害のみではな
くて日常生活を営むのに支障を来している状況を加味して支給するというふうに支
援費の定義づけをやったんですよ。やったんですね。

ご承知のように、身体障害者手帳というのは、いわゆる機能の部分に着目をして、
例えば手が動かないとか、足が動かないとか、目が不自由だとか、いろんな見て機
能的な障害があるということで等級をつけて手帳を交付していますね。しかし、昨
日の論議にもありましたが、障害というのはそればかりではありませんよ、日常
的に生活していく上で不自由な、そういう障害者もいるんだと。そういう人は障害
者手帳はもらえないわけですね。機能の障害についてはないわけですから。

そこで、今申し上げた定義では、そういう人も支給が加味されるというふうに書いているんだけど、実際に厚生省が事務対応というものを出して、そして市町村からいろんな質問が来て、Q&Aをつくって出したと。その中でははっきりと身体障害者の手帳を持っていないと申請を受け付けませんというふうになっているんですね。そうしますと、結局、日常的に生活に支障を来している、いわゆる障害者の人はこの障害者福祉から排除されるということになるのではないかと思うんです。どうでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 詳しい制度等の内容については、先日ご答弁を申し上げましたとおり、この6月の末に事務説明会があるということで、それを待ちたいと思いますが、私どもインターネット等で厚生省等のホームページを確認をさせていただいております。その中でも、ただいまご指摘のとおり、手帳を持っていない障害のある方に対する支援費支給の対象となるのかならないのかという質問に対して、当初は、身体障害者手帳を持っていないければこの支給の対象から外れるというような回答がありましたけれども、その後、都道府県レベルの支援費担当部課長会議というのがありまして、その中での質疑応答が何かあったようでございます。その中では、原則としてはそうだけれども、身体障害者手帳を有しない方であっても、その身体障害を有するかどうか判断が困難な場合、これは厚生相談所からの意見を求めた上で市町村長がその支給決定を行いなさいという回答が出ているようであります。この厚生相談所といいますのは、北海道におきましては北海道心身障害者総合相談所という施設でありますけれども、ここでこれまでも措置に当たって、施設の種別について判断をしてきた機関でありますけれども、そこからの意見を求めてその支給の決定にかかわる判断をなささいというような回答が参っております。

委員長 3番。

3番 そこで、まだ厚生労働省というのは、障害者福祉の今度の支援費の問題についても小出しにしている。ですから、全容がなかなかわからない。まして障害者や障害者の家族の方にとってはまるっきりわからないというのが現状でないかというふうに思うんですね。ですから、さらに具体的になっていけば、変わり得る要件というのはあると思うんですね。それはそれで結構なことだと思うんですが。ちょっとここで例の障害者控除と特別障害者控除に絡まして考えますと、同じようなこと

ではないのかなというふうに考えたんですね。結局、障害者手帳がないとだめなんだよと。実は、加味するとは言いながら、具体的な時点ではそういうふうになっているわけですね。この障害者控除についても実際そうですね。地方税法の附則の改正をやって、準ずる者は市町村長が障害者として認定することができる。そして、所得税と住民税の障害者控除と特別障害者控除ができるというふうに言っているんだけど、基準をなかなか明らかにしないもんですから、市町村では困って道に言うんだが、道もはっきりしないと。逆に厚生省から何か圧力がかかっているようだというふうな話なんですね。何か話が類似していると。問題はここにあるなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

障害を持たれている方の税法上の控除、それからただいまの身障手帳をお持ちでない方に対する対応の仕方、厚生労働省から流れてきている通知では、市町村長が認定すればというような条件つきでありますけれども、その認定の仕方について一定の基準が全く示されていないということになりますと、税の控除あるいは支援費の支給決定に当たって、それぞれの町村の取り扱い方がばらばら、まちまちというようなことであれば、これは税の公平負担という意味合いからもかけ離れたものになってくると。私どもは、北海道等を通じまして、ある一定の基準というものを示していただきたいということで、釧路支庁を通じて強く要請をしております。

障害者控除の方に関しましては、全道の市長会ですね、釧路市とか、札幌市とかという市長会の方でも同様の問題が取り上げられておりまして、市長会といたしましても、北海道を通じて厚生労働省に一定の考え方を示していただきたいという要請を行っております、ただ、北海道を通じまして今のところ情報入ってきておりますのは、その一定の基準を示すまでになお時間を要するということであるようであります。私どもは、この回答を待ちましてしかるべく対応をしてまいりたいというふうに思いますし、対応が決定後は直ちに町民の皆さんにもお知らせをしていきたいというふうに考えております。

委員長

3番。

3番

少し長くなりましたんで、ピッチ速めますけれども。

結局、今そういう問題をはらんでいると。それで、説明会などに行かれたら、きっとそういうことなどもきちんとひとつ確かめてきていただきたいなというふうに

思うんですね。

それから、申請が出されると、これはあなた方がお受けになって、そして訪問審査をなさるわけですね。私が聞いたところではですね。そして、支援費を出してもいいかどうかというのが、これは介護保険であれば認定審査委員会にかかるんだけど、支援費についてはあなた方が直接やられると。それはただやるのではなくて、厚生省がリストをつくってそれに基づいてチェックしていくというような仕組みのようであります。

そこで、あなたはいいですよ、で、受給書ですか、何かもらって、そして初めて本人が事業者と契約をします。ここで町の責任は終わるわけですね、言ってみれば今まではずっと一貫してサービスを提供し、質の向上を図るということで責任を持ってやってきたんですけども、今度は本人と事業者との契約ですから、それから後はあなた方が勝手におやりなさい、極端な言い方をしますと、そういうふうになるのではないかなというふうに思うんですね。その辺いかがですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

基本的な流れといたしましては、ただいまご質問者のとおりでありまして、ただこの支援費の事務に当たりまして、早急に整備しなければならない課題はたくさんございます。例えば、支援費の支給から受給者証交付までの事務手続をどのようにするのか、あるいはサービス利用から支援費の支払いまでの事務がどのようにするのか、それから転入・転出時にかかわる住所要件の取り扱いでありますとか、それから支給料の変更時の事務、あるいはただいま指摘ありましたように、障害程度区分にかかわる基準のチェックをどのようにするのか、これはまだ厚生労働省の方からは基準がはっきり示されておりません、現在までのところ。これらの情報を知り得た段階で、現在も部分的にはQ&Aみたいなものが流れてきておりますけれども、全容が全然見えてきていない状況であります。これに当たっては遺漏のないように、施行前まできちんとした準備を整えていきたいというふうに考えております。

委員長

3番。3番さん、ちょっと……。

3番

結局それをもって事業主と。メニューはたくさんありますからね、施設ばかりでないですから。施設があるし、それから居宅介護があるし、居宅サービスがあるし、それからショートステイがあると。それも身体障害者と知的障害者と。それから、児童福祉に絡んでの問題というふうに多岐にわたっているわけですね。それ

はメニューごとに契約をするというふうになっていて、私は障害者本人にとっても大変な仕事でないかなど。ただし、これは代理人が本人にかわってやれることもできるようなあれがあるようではありますが、これだってまかり間違えば勝手なことをされるかもわからないというようなおそれもあるわけですね。そういうようなことで、どうも先はまだまだはっきりしない面がたくさんあるけれども、本当に障害者が安心して福祉のサービスを受けられるような仕組みに、やはり町としても考えていかなきゃならない大きな問題でないかなというふうに思うんですね。

それから、この前の論議の中にもありましたけれども、全部が措置から外れるのではなくて措置で残る部分もあるんですね。ですから、そういう点については、ぜひしていただきたいというのは、町としてある程度範囲を決められる。この問題については措置にするとか措置にしないとかというのは町の判断にゆだねられるものもあるようでありますから、そういうものについて十分検討していただきたいというのが1点であります。

それからもう一つは、今言いましたように10月から申請なんです。10月から申請受け付けであります。支援費の請求については、ほかのものと違って申請した日からさかのぼって支給を受けるということにはならないようですね。支給の決定を受けてから初めて支援費が支給されると、こういう仕組みのようであります。そうすると、おくれると大変なことになるという問題もあるわけですから、障害者の皆さんや、障害者の家族の皆さんにやっぱり早い段階から徹底してPRをする、いろんな手段を使ってPRをわかっていただくと。ほとんど私わからないんじゃないかと思うんですね。そのことが非常に大事だなと思うんですが、いかがでありますか。

それから、最後に、大変大事な問題でありますので、次にお伺いするというのは9月の議会なんですね。私は、議長にもお願いしようと思っておりますが、幸い議会には介護保険の特別委員会がありますので、こういう場を通じてでも、具体化された段階でひとつご説明いただければ大変ありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

私からお答えをさせていただきたいと思います。

このたびの支援費制度につきましては、先ほどから議論がございましたとおり、障害者の自己決定を尊重して、利用者本位のサービスの提供ということに相なるわ

けであります。そういう意味におきましては、現行サービス水準を後退させないようにならなければならない。特に、支給決定を担うのは市町村であります。そういう意味においては自治体の責任は重くなってくるわけでございまして、さらにはまた、ご指摘がございました、確定した場合における情報提供——障害者に対しましての——これも最も大事なことでございます。このことについても、きちんと指摘のとおりやらせていただきたいと思います。思っております。

また、特別委員会との情報でございますが、これは議会とよく相談をして推進をしてみたい、かように考えております。

(「よろしいです。済みません、どうも。」の声あり)

委員長

少し長くなりましたが……。

次に進みます。

4目老人福祉費。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

3款民生費、2項児童福祉総務費、1目児童福祉総務費。4目児童福祉施設費。

10番。

10番

これからそういう議論が恐らく議会でも出てくることになるんでないかと思うので、いささか先走りとのそしりを受けるかもしれませんが、子供が非常にどんどん数が減っていますよね。これは学校の生徒の話のときにも出るんですけども、これは保育所でもやはりその傾向は今ももう出てきているであろうし、これからどんどん強くなってくるんでないかということになりますと、保育所の施設そのものですね、保育所によっては大分建物の老朽化してきているところも出てきておりますし、この後、整備をどういうふうに進めていくのかということについて、今からこの保育所を、こっちをどうするこうするというような具体的な話がぼんとかここで出てくると、これもまた私どもびっくりするんですがね。やはり大筋というか、そういう考え方はもう出て、考えていらっしゃるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいです。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

保育の対象になる子供さんというのは5歳以下の子供さんでありますけれども、今から10年ほど前に比べれば、厚岸町全体では1,000名弱のお子さんがございます。14年の4月の段階ではこれが617名というふうにかかなりのスピードで減ってきているという状況がございます。この傾向は恐らくずっと続いていくだろうというふう

に認識をしております、一方、厚岸町では認可の保育所が4つございます。認可の保育所の補助をいただくための一定の人数でありますけれども、これが30名と。

1カ所ですね、1カ所30名という。現在は奔渡保育所がその30名のぎりぎりのラインにあります。しかしながら、措置という制度から変わって、町内に住んでおられれば湖北の方が湖南の保育所にも入れるように変わってきておりますので、なかなか地域地域で分配したときの園児、保育所児童の推計というのは難しい状況があることは事実でありますけれども、近い将来、これらをどうするかという考えを持たなければならないという認識ではおりますが、具体的にはどこをどうするかという考えには現在のところは立っておりません。

それから、保育所につきましては、もう築後20年以上を経過している保育所、例えば厚岸保育所ですとかがあります。私もこの4月に異動してから各保育所を見させていただいておりますが、例えば給食の施設でありますとか、管関係ですね、が相当古くなってきているということもあります。それから、水を使うところが主でありますけれども、タイルのはがれですとか、それから玄関さきの塗装の剥離ですとかということが散見されております。子供に危険が及ぼすようなものであれば直ちに補修をかけたいというふうに思っておりますけれども、これらを全体的に大規模に補修をする、あるいは改修をするということにつきましては、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 今、幼保一元論というようなものが非常に一部で強いんですね。「幼保」というのは、幼稚園の「幼」と、それから保育所の「保」ですね。何というのかな、保育所の幼稚園化とでも言いますかね。そういうことです。それは、都市部では保育所の待機者——待機者とは言わないのかな、要するに入れない人が非常に多い状況があるんですね。それで、幼保一元にしてそのあたりを非常に緩和して、みんなが使えるようにしようじゃないかというようなことなんです、我が厚岸町ではそういうことは全くありませんよね。ですから、今これからいろいろな問題が出てくると思うんだけど、これはお願いなんだけれども、例えば厚岸町にいて釧路あたりに転勤して一番最初にびっくりするのは、自分の子供を保育所や幼稚園に入れるのに大変苦労することらしいんです。そうやってみて初めて厚岸町というのはいいところだったというような話は何遍も聞いています。これはもう私は何遍も聞いてい

ます。ということで、要するに保育所に入る子供を持つ親御さんが不便を感じるような形にはしないということをやはり第一義に置いて施設整備は今後も続けていただきたいと。厚岸町の持っているよさはなくさないでほしいというふうにこれは切にお願いする次第であります。

それともう一つ、いささか気になるんですが、今年、何かベテランの保母さんが一遍に何人もおやめになるというような事態があったようで、どうも町の中でもって何かがあるんじゃないかというような、しっぽやひれがついた話が回っていて、ちょっと私も非常に気になるんですが、こういう席できちんとそういうあたりを聞いておきたいんですが。現在、保母さんについては、保育所の職員については十分……、何というんですかね、不足をするとか、あるいはベテランが全然いなくなっちゃって困るとか、人材に不足をしているとか、そのような事態はありませんでしょうね。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 児童の減少に伴います施設整備についてでありますけれども、まだ実際、具体的な作業に入っていないわけでありまして、この整備等に当たりましては、これまでの提供させていただいてきましたサービスの質の低下、あるいは量等の低下をさせることがないように、肝に銘じて対応をしまいたいというふうに考えております。

それから、保育士でありますけれども、実はこの3月末をもって一身上の都合で所長クラスの方が3名退職されております。これに伴いましてご心配の点もあろうかと思っておりますけれども、この補充に当たりましては、今回の補正にも計上させていただいておりますけれども、基本的には保育士の資格を持つ人、それで、できればこれは採用する側の気持ちとしては、保育業務に経験のある方というところを優先してこの補充を考えておりますので、所長クラスのベテランと比較しますと対等ということにはならないかもしれませんが、その穴を埋めるべく、我々は資格あるいは経験等を勘案いたしまして採用に当たっていきいたいというふうに考えております。

(「いいです」の声あり)

委員長 3番。

3番 厚岸保育所の例の前庭、具体的にになりましたか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

本年度の予算で 2,900万予算を計上させていただいております、園庭整備についてたまたま事務を取り進めておりますが、早速、厚岸保育所の父母の会の皆さんと話し合う機会がありまして、父母の皆さん方の要望を一部お聞きをしております。できれば、今までは学校等をお借りして保育所の運動会をしてきたというようなこともありまして、その前庭を利用して運動会をできるような施設整備ができないか、あるいは冬そり遊びができるような構造のものが何かできないか、それから周りが大変暗いということで照明をもう少しつけてほしいという要望をお聞きしております。

それから、隣接する社会福祉協議会の方にもこういう計画があると、あそこには桜通り、桜並木ですね、かつては厚岸小学校に通うときに使っていた道路でありますけれども、その桜を何とか生かしたまま整備ができないかというようなことも聞いておりますし、それから一方では、お互いに駐車場に、行事があるときに大変困っていると、それらの状況を把握させていただいております。

それらを聞かせていただきながら、施設整備の青写真を今つくる作業をしております、青写真ができた段階で再度父母の皆さんにも提示をして、施設整備に当たっていききたいというふうに考えております。

委員 長

3番。

3 番

父母の皆さんと話し合ったというのは大分前の話ですよ。まだそんな程度でやっているわけですか。

桜とか木の問題については自治会でもある程度関心があるものですから、その辺は十分話し合っていていただいて、父母の皆さんとね、いい案であれしていただきたいというふうに思うんですが。例えば、桜全部切っちゃったとか、それから木を全部切ったというふうになりますと、これもまた一つ問題があるんじゃないかなというふうに思いますんでね、その点は十分お話し合いの上、決めていただきたいと。

大体いつごろになりますか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

今、設計に当たっている関係課と事務方、事務レベルでの今作業を進めております、実は交付金でこの財源充当を考えているんですが、古い遊具の移動ですとか、それからあそこにキューピクル、電気の設備が玄関前にあります。それから、木の

移設、この経費はどうも対象になりがたいというようなお話がありまして、じゃどうするかということも含めまして、今、設計原課と詰めをしております、細かい積算に入る前に何もなくて協議をするわけにもまいりませんので、ある一定のフォーメーション、駐車場をどっちに持っていき、ここにある木はどっちに持っていきというような絵をつくってから関係するところとご相談を申し上げたいと。これは7月の中ぐらいまでにはお示しをしてご相談に応じていただきたいというふうに考えております。

(「はい、いいです」の声あり)

委員長

いいですか。

次に進みます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。

10番。

10番

健康日本21厚岸版ですか、この作業が着々と進んでいると思うんですが、現在、どのような状況になっているのか、これについて。

それから、今後の見通しですね、これについてお答えいただきたい。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

厚岸が目指す健康の町づくりということの指針であります計画でありますけれども、これまで庁内で組織します委員会で健康づくりのために全町的に取り組むんだということで体制の確認、それからこの計画に盛り込むべき事項等の相談をさせていただきながら計画作成に当たっての事務作業を進めてまいりました。この6月中には何とかまとめたというふうに考えておりましたが、その中で数値目標を定めている箇所が相当たくさんあります。それから、これまでの状況把握という点で、私が動いてからちょっと手直しをしなければならぬ部分というのが何か所かありまして、教育委員会等から協力をいただきましてそれらの数値をいただいて、保健福祉課としては、課の中ではある一定のものができ上がったと。それを再度庁内組織にお示しをして、それから保健福祉総合調整サービス会議というものがございまして、これは一般の皆さんに参加をいただいている会議でありますけれども、そこに7月中にはご提示を申し上げて、計画の最終決定という運びにしたいということで、今その作業を進めている最中でございます。

委員長

10番。

10 番 | 今まで中途途中で私どもの厚生文教常任委員会の方にも非公式に、公式に含めましてお示しくださいませ、それぞれ私どもの意見の聴取もしていただきましたので、そういう機会もお与えいただきたいということをお願いしておきます。コンクリートしてからぼんというんではなくてね。

それから、例えば未成年者の喫煙だとか、早急に行わなければならないようないろいろなものがあると思うんですね。全体的にやっていかなきゃならないものは当然あります。健康日本21は生活習慣病を国のいわば施策として今どんどん進めていかなければ、もう要するにがたがたの体になった中年層、老年層ばかりになってしまうということになっては困るわけですから、これはもう小さいときからということで、日々の生活の中でということで、生活習慣病なんていう、10年ほど前には恐らくなかった言葉じゃないかと思うんですがね、そういう言葉がもう学術用語としてまでできている時代になってしまった。そういう中で国が進めている。厚岸町はそれになお付加して大きなものにして厚岸版をつくるわけですから、これは大変だと思うんですよ。

ただ、そういう全体ができなければ何もできないというものではないと。特に、急がれる、今、私ここで一つ一つ挙げる気はありませんが、例えば未成年者の喫煙のような問題については、個別にまた、それと切り離すことはもちろん必要ないんですが、その中の1つとして先に進めていかなきゃならないというようなものもあると思うんです。教育委員会あたりと十分に連携をとりながら。そういうものが今この全体の計画が6月につくろうと思ったら7月になった、7月が8月になった、8月が9月になったということだって、それは当然あり得ると思うんです。新しい事態どんどん入ってくるわけだから。それでおくれているのは、それはいろいろな事情があればそれは仕方ないんで、それが6月の議会に出さないからよくないんじゃないかなんていうことは私は一言も言う気はありません。ただ、と同時にやらなきゃならないと言っていたものが既にあるわけですから、それについてはまたそれで、全体計画はそういうふうにしておいて進めていただきたいという気がいたしますので、そのあたりをちょっとお答えいただきたい。

委員長 | 保健福祉課長。

保健福祉課長 | 町民の皆さんでおつくりをしていただいている会議等に示して、先に、コンクリートする前というお話でございますけれども、これまで同様の対応を考えてまい

りたいというふうに考えております。

それから、この新しくつくろうとしている計画は、生活習慣病に対する対策のほか、少子化することによって子育てに対する対応というのが今、社会的な問題になっていると、これらのことも含めて健康なまちづくりというものの計画を立てたいというふうに考えております。その中で、ご指摘のとおり、計画にあるものの中で先取りできる事務事業と申しますか、それらについては直ちにできるもの、既にこの計画ができるできないにかかわらず現在もう進めている事務もございまして、これらにつきましては、関係機関ともよく連絡をとり合いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

(「はい、結構です」の声あり)

委員長 次に進みます。

4目水道費。2項環境政策費、1目環境対策費。

10番。

10番 歳入のところでも出てきたんですが、今回1,000万を超える省エネルギービジョン策定事業ということが出ておりますね。これは予算の説明のときにも、何とかいいました、NEDOと言いましたか、そういう方からの100%補助で新しい事業を今、厚岸町で始めるんだというお話でしたので、その内容。

それから、具体的にこういうことをやるんだということが、ある程度はもちろん決まっているんじゃないかと思うんです、100%全部固まっているかどうかわかりませんが、そういうものを含めてご説明をいただきたいと。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 お答えをさせていただきます。

この地域エネルギービジョン策定事業につきましては、言われましたとおり、NEDOの事業でございまして、当町におきましては、一次産業が基幹産業でありまして、これまでに各種の環境保全対策を進めてきたところであります。そういったことから、厚岸町といたしましてもISOの導入など、いろんなこういった環境保全対策を進めてきたところでありますけれども、これは役場内だけの行動に現在のところとどまっているわけでありまして、やはり全町民にそういった省エネ等の意識を普及していかなければならないという状況にありまして、現状、こういったISOの普及を町民まで広げていくというのは非常に限界がある事項であります。

一方では、国の方では今、地球の温暖化だとかいうことでそれぞれ京都において開かれました温暖化防止対策の中でもいろんなことが示されまして、森林の造成によって二酸化炭素を減らそうとか、国民の努力、それから事業者の努力というふうに責任が現在生じてきているわけでありまして。

そういったことから、今回、当町におきまして全町的に、全町を視野といたしまして環境保全活動を進めていこうということで、エネルギーの消費の削減を目的といたしまして将来的な構想を樹立しようとするのがこの地域省エネルギービジョンの策定事業でございます。これにつきましては、NEDOの100%の補助が来るわけでございます。

それで、この樹立に当たりまして、今回ご提案しております中では、この構想を策定する策定委員会、これはいろんな大学の先生、それから産業の団体、それから国の方の方々、それから地元においては有識者の方々を含めまして、そういった委員会を設置する、その中でその構想を練っていこうというものでございます。その構想の方向といたしましては、今のところ、全町を視野に入れているということで、例えば公共施設、役場の庁舎、それから病院、それから各民間の事業所、それから町民と、町民の一般住宅と、そういったことまで視野に入れた形で省エネルギーの構想を立てようということでやっていくわけでありまして、このことが達成されまして、その次の仕事としては、例えば省エネの事業、例えばボイラーの改善だとかいったいろんな省エネの効果のあることにつきまして、これは国の補助の対象になると、民間の場合はこの構想の中で織り込まれますと、3分の1の補助金がいただけるというような内容でございます。

委員長 10番。

10番 そうすると、今お話聞いていると非常に概括的で、こういうことをねらっているんだという、目的、趣旨、そういうお話がずっと続いたんだけれども、今この1,000万でこんなことをやるんですよと、こんな予定を立てているんですよという話が今ひとつも出てこなかったんだけれども、そういうものはまだ何もないんですか。それとも、一応その策定委員会とかというものもあるから、もちろんそこにかかるんだろうけれども、まずこんなことをやって、今年はこのことをやって、こういうことをやるんですというような話はまだ全然決まってないんですか。

委員長 環境政策課長。

環境政策
課長

現状ではどういう方向に行くかというところまで想定をしていないわけでありまして、今回この1,000万につきましては、検討委員会の経費、それから現地を委員さん、もしくは我々職員が先進地を視察する経費、それから成果の印刷というか、そういった経費のみ計上しております、具体的な、どういう方向に進もうかという部分については、現在のところまだ方向性は出ておりません。この委員会にそういった方向についてもゆだねようとするものであります。

委員長

10番。

10番

ここのところ読みますと、基礎調査等云々というような形が入っているんでね。それから、NEDOが何も厚岸町としては白紙の状態、黙っていたらやりなさいとってぼんとよこしたんですか。それとも、厚岸町としてはそういう省エネというものでもってこういうようなことをやりたいと、例えば基礎調査というのなら実態調査だけでもやりたいというようなことで手を挙げたから来たんですか。今の話聞いていると、こっちには何の考えもなく、策定委員会というのをやればいいと、あとはそっちでもって全部やってくれる、丸投げだというようなふうにとられかねない答弁の仕方なんだけれども、こういうようなものに1,000万もついてくるんだったら地元の方でもってビジョンみたいな——ビジョンというのかな、一つの計画みたいなものがあるから来たんじゃないですか。そういうものも策定委員会があるということで一切こういう場では言えないんですか。ちょっとそのあたりが何とも解せない答弁なんです。非常にこうしたいんだこうしたいんだという意図だけは実に明確に言っているんだけれども、具体的な話になった途端に一言も出てこない。ちょっと解せないんですけれどもね。

委員長

環境政策課長補佐。

環境政策
課長補佐

私の方から補足説明をさせていただきます。

先ほど課長の方から説明いたしました、このビジョン策定に当たりましては、策定委員会を設置いたしまして、庁内の方々も含めて協議を進めてまいります。今、NEDOの方に申請する段階では、これはちょっと公にはできるものではありませんが、なぜかといいますと、あくまでも厚岸町としての考え方ということでNEDOにその考え方をぶつけて、どのようなものかということで今回内定をいただいた内容でございます。

その内容につきましては、まず厚岸町としての環境問題と地域特性の調査をまず

やっていたらこうと。それから、厚岸町の地域エネルギーの消費の動向と分析。それから厚岸町の省エネに関する意識と省エネの可能性の調査、幾らぐらいの省エネができるかというような調査。それから厚岸町地域への省エネの設備ですとか、町民の皆さんの取り組みですとか、そういうものの導入の構想。それから地域省エネの目標の設定、例えば厚岸町で今電気が仮に100メガワットの消費をしているという場合に、それがどのぐらいの、例えば20%の削減ができるのかどうか、それを調査すると。それから、6つ目としましては、それを実際にどのように推進をすることができるのか、その手法、それから方法、設備導入の資金の確保、その辺を含めまして、おおむねビジョンとして構想、いわゆるビジョンといいますと和訳をしますと構想ということですので、その構想を立てて、それに基づきまして、それが国に認められますと、先ほど課長答弁いたしましたとおり、国の助成制度なりの用意がされているということでございます。

ご理解いただきたいと思います。

委員長 いいですか。

(「はい、いいです」の声あり)

委員長 それでは、次に進みます。

2目水鳥監察館運営費。

10番。

10番 ちょっと長い正式の名前は私も今忘れたんですが、水鳥監察館が一つの拠点になりまして、この厚岸湖、厚岸湾、厚岸町をフィールドにするというんですかね、研究フィールドにするというんですか、それで学術奨励金の制度がありますよね。これがもう五、六年になりますかね、始まってからね。随分と輪が広がってきて、いろいろな方がそういう制度があることで厚岸町に注目して、またいろいろなおもしろい、何というんですか、成果が、我々が本物の論文を見てもなかなかわかりませんが、そのダイジェスト版を見ているだけでも、はあ、こんなものがあるのかと、おもしろいもんだなというようなことが随分積み重ねてきています。

この学術奨励金制度は今後もどんどん続けていくべきだし、それはそれで大変いいんですが、そういうことで厚岸町とパイプができてきていますね。その中でまた研究に一つの固まりができていないかと。先日も、今日の新聞に出ていま

したトゲウオの研究というのが出ていましたですね。そうすると、ああいう厚岸町の淡水魚で、その生態研究をやっているのはトゲウオだけでもないようですし、またトゲウオを研究している中にも何人かあるようです。去年はこういうことをやった人、今年はこのことをやった人。そういうようなことで、今度はある程度その中から浮かび上がってきた一つのをより分けて、学術奨励金ともう一つレベルをアップしたようなもので、この現在の水鳥監察館を中心にする学術奨励金とはまた1つの別のやはりパイプをつくっていく時期に来ているのではないかと。

それから、そういうことでいろいろとパイプのできた人たちとの、研究者との厚岸町との交流というんですかね、何と申したらいいのか、例えば講座のようなものが恒常的にできていくとか、いろいろな形で「活用」という言葉もこういうとき余り適当でない、ちょっと上手な日本語を知らないんですが、そういうことをやっていく制度を、やはりこれを基礎にしてそろそろ立ち上げていくだけのものが蓄積されてきたんじゃないかと、そういう気がするんですが、こういう点に関しては、何もこれは環境政策課だけの問題ではないと思うんですが、役場部内ではどんなふうに考えているのか、そのあたりをお聞きしたいんですが。

委員長
環境政策
課長

環境政策課長。

この学術奨励金につきましては、全国というか、学生さん方、研究者につきましては非常に興味を持っていただいております。今年は20件の応募がありまして、予算の関係もあって最終的には12件の決定にとどまったわけでありまして。この審査を受ける大学の先生方、審査選考委員がいるわけでありましてけれども、この先生方にも非常にこの制度については高く評価をされているということでもあります。そういうことから、次のステップとして、やはりこの制度を土台にして次のステップへ上がっていくということが必要だというご質問でありますけれども、現在のところでは、こういった集まりましたデータ等をもとにいたしまして、湿原講座、年4回程度でありますけれども、やっております、さらにはそういった、この奨励制度をこれまで使ってきた研究者の皆さんの交流みたいなものは確かにでき上がっておりまして、例えば奨励金が予算がなくても、ただでもいいから来てやりたいという方も中にはいるわけでありまして。そういったことで、やはりこういった知識のある、知識人というか、そういった方々がここに集まってこられるということは、やはりこれをうまく活用する方法を、やはり考えていかなきゃならないという方向にあり

ます。そういったことを考えまして、今後どういう方向がいいのか、さらに詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

(「いいです」の声あり)

委員長

いいですか。

次に進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農道費。5目農地費。8目農業水道費。2項林業費、1目林業総務費。2目林業振興費。5目特用林産振興費。

5番。

5番

ここでシイタケ生産体制整備緊急対策事業とありますね。この緊急対策事業の意味合いと、それからこの事業内容についてご説明願ひたいと思ひます。

委員長

農政課長。

農政課長

お答え申し上げます。

シイタケ生産体制整備緊急対策事業の内容であります、議案第52号説明資料を皆さんのお手元に配付をしておりますが、簡単に事業の目的等を申し上げますと、菌床センターが経営あるいは運営の構造改革をすることによって、生産者のニーズに合った高品質品種を安価に提供するとともに、柔軟な供給体制を確立して、シイタケ産地としての発展と生産者の所得向上に寄与することを目的としている事業でございます。

事業の内容につきましては、1つは、高品質多収量品種の菌床制度、いわゆる生産者が現状においては、前にもお話がありましたように、スソモノが20%ほど出てその分で平均単価を大きく下げているというような実態から、そういうものが余り出ない高品質で多収量の品種の菌床を求めておられます。そういった要望に対応する菌床センターの体制をつくる必要があるというのがまず第1点であります。

それから、もう一つは、生産者が周年栽培を行うようになっております。そのためには、現在、菌床制度は秋口の9月から翌年の3月までというふうに連続した期間で行っておりますが、これでは必ずしも生産者が望む時期に菌床を供給できないという状況がありますので、こうした生産者の望む時期に望む量を供給できる体制へとその運営を変えていかなければならないという問題。

それから、キノコ菌床センターの特別事業の会計は、平成13年度においては多額な一般会計からの繰り入れを行って収支を合わせると、こういうことをやっており

ますが、現状、菌床の製造量が頭打ちになっておりますし、それから他民間業者との競争の中で菌床コストを引き下げざるを得ないという状況にありますので、収入増を見込めないという状況になってきております。こうした特別会計の収支の状況を改善するためには、菌床センターみずからが、地域で不足しているロットを確保するためにシイタケを栽培するということにも進んでいながら収益を上げて、それで生産者へ渡す菌床の価格を安価に据え置いていく、安価にしていくということが今求められているということから、必要な菌床センターの運営について改革をしていく必要があるという立場でこの事業を立ち上げようとしているものでございます。

委員長 5番。

5 番 14年度の町政執行方針にも町長より、キノコ菌床センターの運営には十分なコスト削減を努めるとともに、生産者の生産を高めるためという施政方針もあったわけですけれども、実はこれ3月の定例会に安達議員さんから、一応この新種についてのご質問がありまして、そのときにたしか大変財源的にも難しいと、そういうお話をして、実際3カ月しかたたないうちに、当然この事業については、この総合計画、4期総合計画の中の3カ年の中に入っているわけですけれども、これを見たとき事業費が1,262万ですか、そして今回この中に国費と、それから一般財源という言い方になっているんですけれども、あくまでもこれ一般財源の中での打ち出しになっていますね。この経過について、どうしてこうなったのか、それについてちょっとご説明お願いしたいと思います。

委員長 農政課長。

農政課長 お答えを申し上げます。

平成14年第1回定例会におきまして、町長が執行方針におきまして、この事業を推進するという前提に立って、キノコ菌床センターの運営に当たっては、菌床製造コストの削減に努めるとともにということ、新たな品種等の栽培に先導的役割を果たしていく所存であります、いうふうに述べております。しかも、その際、国の補助を受けてということになっております。この国の補助事業というのは、昨年、生シイタケに対してセーフガードが発動されるという状況の中で、農林水産省が14年度予算においてセーフガード対策として、いわゆる生産者の経営構造改革に対して補助をするという方針を打ち出しました。我々としては、いち早くその制度に乗

って、我々としても構造改革をやりたいというふうに考えまして、北海道を通じて国と補助金採択の交渉をしまいいりました。その補助金採択の交渉が始まったのは前年の11月であり、その段階では予算は、まだ決定はしていませんけれども、国の予算が大体明らかになった段階で、これだけのお金がつくという状況はわかりました。で、セーフガード対策としてこれだけの予算が配分されるということもわかっております。

しかしながら、その構造改革の考え方等々については、具体的なものはまだ固まっておりませんでした。走りながら固めていくという状況であります。したがって、我々が2月の末段階まで、これは北海道に2回通ってヒアリングを受けておりますし、その際、北海道が林野庁と行ったヒアリングの内容についても報告を受けておりますが、2月末段階までにおいては、いやこれで十分行けるという話を得ておりました。ところが、3月に入りましてから国の考え方がだんだん固まってきました。経営構造改革の中身は何かというと、例えばキノコ菌床センターでいうと、今つくっている菌床の製造量を3割増しにするというような生産力の向上というところが一つの条件になってまいりました。

それから、キノコをつくって出荷するに当たっては、いわゆる既存の集出荷体制はそれぞれの生産者が個別に選果をして個別に出荷をするという体制であったと。それを共同の選果、共同の出荷にするということが構造改革の考え方であるということにだんだん国の考え方がまとまってまいりました。それに対する我々の構造改革の考え方は、考え方が違っておりましたので、そこで3月の定例会の段階では少し難しいかなという情勢が生まれてまいりました。

そこで、私は、安達議員の質問に対して、これはフィルター式栽培袋におがくずを入れる充填器の話でしたけれども、価格は幾らぐらいなのかということに対して、大体これぐらいですというお答えをし、さらに補助がなくてもやってくれませんかという質問に対して、担当者としてはまだ補助金採択の交渉をやっている最中ですから、現段階においては財源的な問題もあって、補助がなければなかなか難しいというお答えをしたかと思えます。ただし、最後に町長が立って、検討すると。補助がない場合についてもという意味合いがあると思えますが、検討するというところで、そういった経過をたどってきたというふうに考えております。

したがって、現状においては、その補助採択の可能性が結局は5月の下旬に

林野庁の現地調査もあったんですが、その段階でもうほとんどこちらの考え方と林野庁の考え方は、見解は相違ができて、これを無理して補助採択に持っていくと後々いろんな問題が出てくるということで、補助を断念するという立場に立って、補助を断念するならば事業費、当初 1,200万程度考えておりましたけれども、ここまでは現在の財源状態ではいけないということで、内容を減らし、さらに一部は翌年度に回して、今年度の一般財源として予定していた 630万に近い額、実際には 680万になりましたけれども、680万という一般財源で何とか我々の改革をやらせていただきたいということで今回提案申し上げた次第でございます。

委員長 5番。

5 番 それじゃ一応財源的に見通しが甘かったんでないんですか。国費という言い方で当然総合計画の中にあつたわけですね。それで、3月の定例では大変財源的に難しいという、そういう答弁がありまして、そして町長もやはりこれの、財政改革委員会、こういうものをつくりながら、当然あれですね、平成16年までには9億6,000万の財源不足なんだと、そういう言い方をしながら、この作業についてはだめだということじゃなくして、何か3月にだめなものを6月になってからこういうふうに上がりまして、そして、しかも国費を盛らないで、財源的に一般財源でやるだと。そして、恐らくこれはあれでしょう、今回ついた、あとの財源については、これも国費でなく全部これは一般財源からの持ち出しなんでしょう。そうしたらこれおかしいでしょう。だから、そこら辺の見通しが私は甘いんじゃないかと今思うんですよ。

だから、内容についてはいろいろわかります。それについて、当然こういう、例えば財源的なものであれば、種菌に対する価格の上乗せとやら、そういう問題がもろもろ出てくるんでないんですか。私まだその単価についてどのぐらいになるかまだ聞いていませんけれども。それらを十分に踏まえた中で財源的なものについては検討したはずなんですよ。それが全然見通しが甘く、しかも国費がつかないで、一般会計からの持ち出しだつて、それじゃこの財政改革委員会てこれ何なの、これ。そこら辺について、ちょっともう一回答弁していただきたいと思います。

委員長 農政課長。

農政課長 経過については、前の質問に対してお答えしたとおりでございます。

当初、いわゆる補助事業でということで、1,200万の事業費で一般財源 630万ほ

ど予定をしておりました。これ一般財源の額であります。その段階においては、例えば資料にお示ししてありますが、発生ハウスはキノコを栽培するハウスを1棟、購入請負費という形で建設をします。それから、今、現場には物を運搬するトラックというのがないものですから、非常に不自由しておりましたから、生産物を運搬するという役割も今後出てきますので、トラックを買うであるとか、あるいは自動包装機、パックしたものを自動的にラップをかけてフィットする、そういう自動的な包装機を買うであるとか、ということで総額1,200万という計画で2分の1と

6

ところが、国の——見通しが甘かったと言われればそれまでですが、経過としては、先ほど申し上げましたように、2月末までは全く問題ないという話だったのが、徐々に林野庁の構造改革に対する見解がまとまってくるに従って我々との考え方に相違が出てきたということがこういう採択に至らなかった原因だということで、見通しが甘かったと言われれば、そのとおりだというふうに言わざるを得ません。

しかしながら、この改革は我々としては菌床センターの収支もさることながら、生産者の選択肢、現状を考えると、生産者が要望していることについてもすぐこたえられる体制をつくらなければ、このキノコ産業を安定的に発展させることができないという、そういう立場から、補助はつかないけれども、補助がつかない場合は内容を、例えばトラックはもうあきらめると、あるいは冷蔵庫を買うところだったけれどもこれもあきらめると、こういった形で内容を縮小して、今年度最低限必要なものに絞って680万という一般財源を捻出して、多少当初の予定より50万上回りましたけれども、それを財政にお願いをして今回の提案に至ったということでございます。

委員長

5番。

5番

それじゃ、これ財政的に見通しが甘かったということはそっちの方で認めますね。ということは、やはりこういう儉約ムードの中にね、キノコというのは生きているんですよ。新種がどんどん新しいいいものが出てくる、そのたびにこういうあり方は大変ですよ、財源が。財政が。そこら辺の見通しもよく考えながら、今までやった種菌について、それじゃいかにして能率を、効率を上げていくという、そういう方法もあるんじゃないですか。こっちで新しい種菌が出たからこっちやります、また違う方でできたらまた同じ言い方になっちゃうんじゃないですか。確かに生産高

めるということについて考えた場合には、確かに、私もだめだとは言いませんわ。ただ、財政改革、その委員会をつくりながら財政がきついと。町長は議会があるたびごとに財政がきついきついと。それじゃ一般の家庭どうするの、これ。同じですよ。一般の家庭でこんなことやったら、私はかまどもたないですよ、これ。そこら辺よく町長、肝に銘じながら、とってつけるような財政のあり方などよく検討しながら、やはり国費でできる分については、見通しがついたからこれを上げたんでしよう。入れたんでしよう。それができないからといって、当然一般財源でこれを持ち出ししていったら大変なんですよ、これ。そこら辺をもう少し我慢というものはないですか、これ。そこら辺についてもう一回お尋ねしたいと思います。

委員長 町長。

町長 私からお答えをさせていただきます。

ただいま農政課長からご答弁のありましたとおり、当初、国の2分の1の補助を受けて、町負担分も合わせて1,200万円程度の考えでございました。しかしながら、諸情勢があり、先ほど答弁いたしましたとおり、国の補助ができなくなった。そこで、町としては、キノコ産業は、これから厚岸の基幹産業としてしっかりしたものにしていかなければならないと。しからば、今一番望んでいることは何か。それは、先ほど話ありましたとおり、コストの低減であります。そういう意味で、当初、町予算で考えられた予算内で何ができるのかということで、このたびの提案ということに相なったわけでありまして。ですから、当初考えた町予算に対して改めて予算を出したということではありません。最初からの考えに基づいた予算の中で町として何ができるかという結論の中でこのたびの提案になっておりますことをご理解を賜りたいと思います。

委員長 5番。

5番 厚岸の基幹産業、当然なりますので、これ以上のことは言いませんけれどもね。ただ、今後やはりこういう問題が、まだまだ惹起してきます。いやいやこっこの種菌がいいんだと、こっこの種菌がいいんだと、そのたんびにこういうことを考えちゃ大変になりますということで、十分に考えてもらいながら、当然この今の事業について、生産者に提供する種菌の単価がどうなるか、やはりそういうものも私、心配なんですわ。だから、そこら辺見通しを十分に考えたが、その見通しがたたない、今回の場合は狂っているようなものもある。そこら辺よく今後検討しながら進め

ていただきたいと思います。決して私だめだということではないんです。ただ、町長が顔を見るたびに議会の中で財政苦しいんだと。そうしたら一般家庭どうするんだと。もう少し首長であれば、よし、おれに任せとそういう大きな気持ちの中で、財政苦しいと言いながらもしてほしい。ただ、3月定例では物すごい苦しいからと言いながら6月にこれが計上されるということになれば、ちょっとやはり見通しが甘いのかなと私考えるんです。しかも、財政的にちょっと一般財源で上げたものですから、そこら辺についてちょっと今お尋ねしたんです。

以上です。

委員長

町長。

町長

財政厳しい現実をご承知のとおりであります。厳しい中でどのように地域の振興、そこに住む人々の幸せをかなえるまちづくりをするかというのが、これまた町長の責任であります。そういう中で、やはりできれば町財政厳しい中で、補助事業というものも一つの財源難を補う手法であります。そういう意味で、このたびの事業についても1,200万円かかる、しかしながら町財政厳しい、2分の1の国の制度があるということで、願わくば国の制度を使って菌床のセンターの新規事業として行いたいということを考えたわけです。しかしながら、先ほどお話ししたとおりであります。そこで、町の財源難の中で町費だけで、しからばどの程度できるのかなという苦渋の選択の中でこのような緊急事業として提案をいたしておりますので、その点にはご理解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

委員長

11番。

11番

このことでもう少しお伺いしたいんですが、このシイタケの新品種の試験栽培が来年からやろうと。これに結びついていく事業ですね、これは。それで、試験栽培というのはどの段階までやるんですか。製品をつくり上げるまでやるのか、それとも菌床をつくるのが仕事なのか、その辺はどこまでやるんですか。

委員長

農政課長。

農政課長

お答え申し上げます。

新品種の一つの特徴は、今までも袋を機械で成形して、1枚のフィルムを袋にくっつけて、そこにおがくずを入れて、それで口をしぼめてキャップを通して、こう口をします。で、綿を入れるという方式でありました。今回大きく設備として変わろうとしているのは、最初から成形された袋がありまして、それに空気ができるフィ

ルターがついているという、そういう袋に今度はおがくずを入れていくと。口を詰めるのは上の方を熱でぴーととめて、そして完成というような菌床になるわけですが、そういうふうに変換する理由の大きな一つとして、いわゆるフィルター式の栽培袋の方が外界との呼吸が盛んでありまして、菌の回りが早い。いわゆる培養期間が短縮されるというのが一つの特徴であります。そこにおいては、生産者においてはその部分ではコストが減少するというメリットがありますので、今回導入しようとしていると。

そのフィルター式で現在、道内で少しもう行われておりますが、ある品種が一定の成果が出ているという状況を我々も見えておりますし、生産者も視察に行ったりして見ておられるということで、その品種の特徴は下級品が少ないということ、それからキノコがかたくてしっかりしているというメリットがありますし、さらには培養期間が短縮される、こういったことがあって、これがいけるのではないかとこのふうに見ておられます、生産者の方も。これは全体ではないですけれども。我々もそういう生産者の要望に対して、やはりこたえていく必要があるだろうと。今後、栽培袋というのは、そのキャップ綿栓の方式から、恐らくフィルター式の栽培袋の方へとだんだん移っていくであろうというふうにも見ておりまして、まずその機械を入れて当面両方の方式でつくれる対応にしておこうと。そうすることによって生産者の選択肢が広がるということをまず考えます。そこでつくったフィルター用の新しい品種を生産者によく見てもらって、菌床センターのハウスで。そこで菌床センターは製品まで、キノコを出して、パックして、出荷するということまで菌床センターがやると。

この目的は、いわゆる菌床センターの収支を少しでもよくしたいということもありまして、こういったところまでやるという方向で今この事業の内容になっているわけでございます。

委員長 11番。

11番 この試験栽培は何年間やるんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 先ほども話がありましたように、今、生産者が綿栓キャップ方式でつくっている菌床の中にも、フィルター方式でつくるのが望ましいと言われる品種もあるわけですね。ですから、さまざまな実験の対象が出てくるとは思いますが、仮に実験の対象

がないとしても、町としては、今度は菌床センターの収支の改善という面でここを利用していこうというふうに考えているところでございます。

(「わかりました」の声あり)

委員長

いいですか。

18番。

18番

1つ確認のためにお伺いします。

シイタケ産地の宣伝ということで資料が出ておりますが、この資料の内容を見ますと、事業の内容、シンボルマーク及びロゴのデザインの委託料、イベント用グッズ作成、のぼり、はんてん、前かけ、パンフレット作成委託ということになっておりますが、これだけの——これだけと言ったらちょっと語弊ありますが、この事業に対しての100万何がしのお金がかかるということですか。それとも、地方の物産展だとか、そういうところに積極的に出てPRするというのも含めて入っているんですか。そこら辺の事業の内容をちょっと説明してください。

委員長

農政課長。

農政課長

シイタケ産地宣伝事業についてお答え申し上げます。

この事業の内容は、シンボルマークロゴデザインについてはデザイン料のみ、それからパンフレットの作成につきましては印刷費も含めてということになります。それから、イベント用グッズ、例えばのぼり、それからエプロン、それからはんてん、こういったものはそれぞれそののぼりの印刷代、エプロンの印刷代、はんてんの印刷料、生地も含めてですね。といったものが含まれ、合計でここに書いてある103万8,000円という事業費を予定しているわけでありまして、デザインのほかに印刷代という内容も含まれているということでございます。

委員長

18番。

18番

それじゃあくまでもこれはPRするためのグッズというか、そのデザインだとか、そういうものを作成するため、事業の内容としてそれだけなんだと。じゃ、そのほかにこれを生かすために事業というものは考えているんですか。

委員長

農政課長。

農政課長

まず、シンボルマークロゴデザインにつきましては、生産者にこれを無償で貸し出して印刷にご利用いただくということをまず考えております。さらに、宣伝用のグッズにつきましては、これも貸し出しをするということを原則に考えておりまし

て、当面、町としては町の行事でありますカキ祭り、あるいは健康祭り等々にこういったものが利用できるのではないかと。あるいは生産者がみずから販売先でPRをする場合のグッズとして活用してもらえないかというふうに考えております。

委員長 18番。

18番 それじゃ町内のPRということだけのこれなんですか。今の何か説明聞くと、町内のカキ祭りだとか、そういうときに物産展というか、PR活動するためにグッズを貸し出しするという事なんです、それじゃ地方でもって厚岸のシイタケはこういうシイタケなんですよという、もし地方での物産展だとか、そういうときの事業というものは一切考えてないんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 これは町がやる宣伝活動、あるいは生産者がみずから行う宣伝活動を支援しようという両面を持っております。町として町外で具体的にPRの場を持つという事業について、今年度については考えておりません。が、生産者におかれましては、自分が契約しているスーパーの店頭でデモンストレーションをやるなどということを既にやっております。そういったときに、今まではそこに持ち込む宣伝材料がほとんどなかったという不便がありまして、そういった要望が出されておりました。それにこたえるという意味で、生産者みずから町外へ出てPRすることは過去にもありましたし、今後もあるであろうという前提でこの事業を行うものでございます。

委員長 いいですか。

次に進みます。

3項水産業費、2目水産振興費。

10番。

10番 3月議会のときでしたかね、お聞きしまして、今、漁業被害、養殖漁業被害で問題になっております三角ツブなんです、これについては今年実態調査を他機関にお願いして進めていくんだというお話でしたよね。それで、現在どんなことが行われているか、そちらの方にどの程度の情報が入っているか、あるいは現状はどうなっているのか、そちらの方でどの程度つかんでいるのか、そういうものでわかりましたら教えてください。

委員長 ちょっとお待ちになってください。

水産課長。

水産課長 大変時間をとらせてまして申しわけございません。

湖南におきます三角ツブの関係でございますが、以前に室崎議員さんからもご質問等をいただいておりますが、この三角ツブの被害等につきましては、地元水産普及所等、さらには漁組の青年部の方々等の実態調査等あわせて、本年におきましてもさらに調査を継続をいたしておるところでありまして、具体的にその内容等については、私どもの方では把握をいたしておりませんが、私も先日来、事業者の船を借りまして、現実にはアサリ島、カキ島の方に、どういったものかわゆるオオヨウラクといいますか、三角ツブなのか。それから、その三角ツブの卵といいますかがどういう形で生息しておるのか。さらに、アサリがどういう形で、そのツブで食べられてしまうのか、実際にアサリの殻も現実には手に取りまして、役所にも持ってきておりますけれども、そういった状況で鋭意努力を重ねていきたいというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 全体的には、その普及所ですか、そちらの方が今調査続けているでしょうから、今年の秋か冬には相当明確になってくるでしょう。それを期待しているんですけども。どうですか、そうやって現地見て歩いて、あるいは漁師の人たちと話して、現況をどういうふうに、課長としては、印象で結構ですからね、把握していますか。カキの垂下式のカキ、あるいはそのシングルシート網に入れたカキ、そういうものについても、どうですか、去年よりもまだ今年はひどくなるんじゃないかというような雰囲気はありますか。それとも、ちょっとこのところおさまってきたかなというような感じでしょうか。あるいは、その境界がございますね、そのところのいわゆる港町埋立地、あそここのところに出ているスベリにまで去年あたりはざあっとついていましたよね。もう湖内全域に広がっているというような印象を受けるんですよ。そういうものについても今年はどうですか。そういうあたりは、現地を見て歩いての印象で結構ですから、現在、受けているところ、そのあたりをもう少し具体的に教えていただきたい。

委員長 水産課長。

水産課長 実際に私も湖に行きまして、胴長をはいてツマの上を実際に歩いてみました。

いわゆるアサリ島のそれぞれの境界といいますか、杭入りを入れているところ、土俵というんですかね、ナイロンの袋だとか、布袋といいますか、そういったところに実際にそのオオヨウラク等のツブがついておると。で、ちょっとお話を聞きますと、住みつきやすい場所といいますか、全体にまばらじゃなくて、あるそういった土のうといいますか、そういったところのつきやすいところに集中的に、時期的にもつくんだというお話も伺っております。

お話を聞きますと、今年は、昨年までキロ 200円という単価で、カキ・アサリ班の方で買い取りをしておったそうなのですが、さきの定例会のときもお話を申し上げましたんですが、200円の買い取り価格をキロ 300円に単価を上げて、それで漁業者が各それぞれの島、さらにはカキの養殖施設から駆除したオオヨウラク等を市場の方に揚げていく。それで、この数字等につきましても、昨年は 800キログラム等の買い取りだったそうですが、今年は3倍以上の、先日ちょっと聞き取りもしたんですが、3,800キログラムというような買い取りの数値に上がっていると。いったことで、それぞれ各漁業者がそれぞれのアサリ島、さらにはカキの施設で駆除に鋭意努力をされていると。

私の方といたしましても、それにかかわる処理料等、また組合の方とも協議を重ねて、まだ最終的な対応、金額等については決めておりませんが、協議を重ねて対応をしてみたいなど、こんなふうを考えております。

委員長 水産課長、質問の中に、湖内全体に対する印象をどう感じるかという質問あったんですがね。それに対してあんた今、何も答弁ないわけですがな。

水産課長。

水産課長 答弁漏れで大変申しわけございません。

湖内、私が足を入れましたのは、一つの漁家のところだけでございますけれども、漁家のお話を伺いますと、相当広範囲にわたってきているということでございますので、それらの対策について関係者ともよく協議の上、万全を期していきたいと、こんなふうを考えてございます。

委員長 10番。

10番 今、数値出たの、どうのこうのというようなことは私は言いません。ただ、課長みずからがそうやって胴長はいて現地へ入っているということを知っていて、非常にその姿勢を高く評価しています。それはね、現場でやっている人たちはまいったるわ

けですよ。早ければもう10年ぐらいになるのかな。ひどくなってきた5年ぐらい。とにかくシングルシードをやっている私の知り合いなんかでも、あけたらないと言うんですね。生きているカキが。それで、何というのかな、昔、魚なんか干しておくとかと真っ黒に銀バエがたかったなんていうの、ありますよね。あんな状態にびっしりかごについてしまうんですね。そして、そこから触手を伸ばして食べてしまう。それから、今度つるしのカキでは、今までは寒くなりますと地面の中に潜るのか、どこに行くのか、いなくなってしまうはずだったのに、もうザク氷が浮いて、船が危なくて歩けなくなるぎりぎりのようなところで、施設に行ってみるとまだずうっとロープについているんですね。そこまでふえているというような状況を私もこの目で見てきました。それでまいているわけですよ。浮き玉を置いて、つるしをこうつるしていますよね。そのカキがみんな食べられちゃうから軽くなって浮いてくるというんですね。そんな状況なんですよ。

それぞれの漁家のそれぞれについては、それは自分の商売です。自分で努力していかなきゃなりません。ですから、ただ放置して何もしないで、そして自分のところのカキが全部三角ツブに食われたら、それは町が悪いんだ、道が悪いんだ、国が悪いんだということには、それはなりません。ただし、それに対して組合を初めどう応援してくれるかということで、現場の士気は変わるんですよ。

そういう意味で、今、課長がみずから胴つきはいて現場に入ったということは、私は非常に高く評価しています。そうやって町がこの問題に本腰入れて取り組んでいるんだということをやはりアピールする、見せることは、これはやはり現場の士気に大きく影響するわけです。ですから、そういう姿勢は貫いていただきたい。パフォーマンスだと何と言われようともやっていただきたい。そして、身をもって現地の状況等、困り切っている人たちの気持ちを肌で感じてほしいんです。それによって、やはり新たな施策展開が当然生まれてくるであろうと、そのように思いますんでね。これは課長だけじゃなくて、町長にもぜひひとつそういう姿勢を、特にこれはもう基幹産業の今もう最前線ですからね。そういう意味からもぜひお願いしたいと、そのように思っております。

それから、ちょっと気になるニュースがこここのところ新聞に出ているんですが、隣町の火散布沼、ここでアサリがほぼ全滅だと。私、現地見ていないので、ちょっと新聞記事だけで言っていますから、過小に書いているのか、誇大に書いているの

か、それはわかりません。ただ、そういういわば伝聞で話をするのでまことに申しわけないんですけども、そういう状況が出ているわけですね。これは、そちらの方の特別事情で我が町には全く関係がないと考えていいのか、あるいは何かの予兆というふうに、こっちも対処していかなければならないのか、そのあたり何かつかんでいきますか。

委員長 水産課長。

水産課長 三角ツブに対する今後の対策等、また新たな取り組み等につきましても、関係者と実態をさらにまた再度足も踏み入れまして、対策を講じられるように努力してまいりたいと思います。

2点目の浜中の火散布におけるアサリの壊滅の関係でございますが、質問者もおっしゃられますように、6月20日の釧路新聞、さらには北海道新聞に記事が掲載をされておりますが、この被害でございますが、普及所、ここの記事にも書いてございますが、水産試験所等、厚岸の普及所の方も現地に出向きまして現在、原因を究明しているそうでございます。普及所の所長に聞きますと、現地を耕うんといひますか、耕してアサリの漁場にされたといった中で、新聞にも書いてございましたが、そういうようなアサリが弱ってこういう状況になってきたということをお話ちらつと伺っていますが、具体的に決定的な原因といひますか、そういったものは現時点ではまだ把握はして、聞き及んでもおりませんし、私ども厚岸のアサリ島については、じゃどうなんだということになってきますと、厚岸の場合は、ご存じのとおり耕うんというよりも島を補助剤といひますか、山砂等のそういったものでもって生産に結びつけているといったことで、現実的にアサリが弱るとか、そういった現象があるというふうには現時点では聞いてもおりませんし、私どももそういうふうな把握もいたしておりません。

委員長 10番。

10番 わかりました。いずれにしてもすぐ隣でそういう状況が起きているだけに、やはりこちらも相当神経をとがらせて今後も推移見ていかなきゃならないなと思いますし、そこで原因やそういうものについて、わかり次第また議会の方にも教えていただきたい。

それから、最後になりますが、ヒトデなんです、ずうっともう何年間も駆除しておりますよね。その効果がやはり出てきているんじゃないかというようなふう

も思われるんですが、このあたりはどのように把握しておりますか。

委員 長

水産課長。

水産課長

お答えを申し上げます。

ヒトデの駆除につきましては、平成3年から漁業協同組合が単独、さらには4年、5年と道の補助、さらには町の補助等をいただきながら今日に至ってきているわけですが、このヒトデの駆除につきましては、湖内を初め湾の部分でそれぞれ毎年駆除をして、それなりの成果を上げてきているところでございます。どうしても沖の方のヒトデの状況等も事業で調査等しておりますが、やはり沖の方から湾内、さらには湖内の方へという流れの中でヒトデが入り込んできているという状況にございますので、引き続き湖内、湾内のヒトデの駆除を進めるとともに、沖合のいわゆる広域、今回、北海道のヒトデ駆除のモデル事業でございますが、この事業によりましてさらに沖合のヒトデの生育調査等を実施をしてみたいと、こんなふうを考えております。

委員 長

10番。

10 番

時間もありませんので、これを最後にしますけれども。

いささかちょっと跳びはねた話をさせていただきますので、ご勘弁願いたいんですがね。ヒトデが湾や湖内で一生懸命とっても沖からどんどん入ってくるというんですね。沖の方に相当たくさんヒトデの群があるようだということなんでしょう。それがなぜだろうという話をこの前漁業関係の私の友達何人かがしている中で、底引きの話が出てくるんですよ。私は、そのとき一瞬底引きでヒトデを取るという話かなと思ったらそうじゃないんですね。ヒトデというのは年に億という卵を産むんだそうですね。その卵はほとんど小魚に食べられてしまうんだと。そして、ごく、それこそ1%なんていうのではない、もっと少ない数だけが生き残ってヒトデになっていく。そうすると、一生懸命そういうものを食べる小魚やそういうものが少なくなれば、例えば1億が1%か2%になったらすごい数のふえ方ですよ。そういうことがあるんじゃないだろうか。これは全くの推論、全くの当てずっぽうと言われればそれまでですが、私は全く無視はできないんじゃないかと。結局、こういうものを含めて厚岸町の漁業資源にマイナスの要因として、この底引きというのが非常に大きな影響を与えているんじゃないかということに話が落ちていったわけですよ。

そこで、町長にお願いするわけですが、厚岸町のこれからの漁業の振興ということ考えたときに、非常に大きなマイナス要因の一つにこの底引きがあるんじゃないか、ということで、強くこれをやめていただく。少なくとも厚岸には影響のないところでやってほしいということの意思を明確に打ち出して、運動をなお一層強く進めていただきたいと、そのように思うんですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

委員長 町長。

町長 底引きの問題については、長年の沿岸との問題であります。特に、底引きについては資源の枯渇になるということで、ご承知のとおり減船減船を続けていただいております。今ご指摘がございましたとおり、ヒトデの関係についてもですが、やはり底引きが減船を今、何隻になりましたか、昔から見ると 200海里時代以後大幅に減船をいたしておるわけであります。しかしながら、今日、漁業を取り巻く大変厳しい状況の中で、底引きというものがどうあるべきかということは、いろんな水産問題として大きく掲げられている問題であります。私ども厚岸町といたしましては、やはり沿岸振興であります。沿岸漁民の振興なくして厚岸町の経済の発展はないわけであります。

一方には、漁業経営という、共生といいましょうか、ともに生きるというそれぞれの生活圏もあるわけでありましたが、しかしながら、厚岸町としてはやはり秩序ある漁業操業ということも大事なことでありますので、沿岸の側から立ちますと、底引きはやはり考えざらない操業じゃなかろうかなというふうに私は理解をいたしておりますので、今後ともこの問題については水産問題として私も取り上げながら議論を重ねてまいりたいと、そのように考えております。

委員長 10番。

10番 町長、よくわかっていらっしゃると思うんですが、前には底引きはやめてもらいたいということで釧路でもってデモンストレーションまでやっていますよね。そのときには前澤田町長もそれに出て、街頭まで出ていますよと。やはりそういうような非常に強い意思を明確に厚岸町としてはやはりしていくべきだな、そういうふうに思いますので、ひとつ町長におかれましてもそのように、やはり厚岸の町長として厚岸の漁民をどう守っていくかということでございますので、底引きには底引きの権利があるでしょうけれども、こっちはやはり主張すべきものを徹底して主張し

ていかなければ、本当にかつて底引きが1キロでしたかね、厚岸町にまた近づいてきたということも十何年前にありまして、そのときに厚岸町はいち早くこれは反対だという、議会としての意見書も出しております。その中では何人かの議員さんがいろいろお話をなさった中では、魚の恋愛する場所がなくなってしまう、要するに海草から何からみんななくなって学校のグラウンドみたいになってしまうんだというような、海の底が、そういう中ではもう沿岸の我々の資源としての魚は生きていけないというような話まで出ておりましたのでね。やはりそういうことを第一義に置いて強い意思表示をしていただきたい、そのように切に願うもんでありますが、その点いかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

お答えいたします。

先ほどもお話しいたしました、厚岸町はやはり沿岸漁業の振興なくして漁業の振興ないわけでありまして。そういう立場からこれからの漁業問題については取り組んでまいりたい、かように考えます。

委員長

次に進みます。

3目漁港管理費。

(なし)

委員長

ここで、なければ、休憩いたしたいと思います。

再開は3時30分と。

(発言する者あり)

委員長

そんなに休まなくていい。まだ審議しなきゃならない部分大分ありますからね。

(発言する者あり)

委員長

ちょっと延ばしますか。ただし、次は能率上がるように質疑をひとつ約束していただければ。3時40分まで。

休憩いたします。

休憩時刻15時15分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻15時40分

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費。

11番。

11番

予算に直接関係ないんですけども、今、産直運動が随分進んでいるんですが、

私たまたま商工会のホームページを見ましたら、その中で産直市場というのが掲示されておりまして、厚岸町の水産物あるいは林産物というのかな、そういうものを掲示されているんですが、現在こういう新しいメディアを使つての産直運動というのがやはり大いに進められているのではないのかなというふうに思うんですが、それについての効果みたいのはつかまえているのかどうなのか、まずお伺いをいたします。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 お答え申し上げます。

産直の取り組みそのものは、昨年、商工会が電子市場というホームページを開設をいたしまして、今参加をされている事業者15社程度であります。そういった新しい展開に期待をしながら、町も50万を超える施設整備の補助を出しながら、実は展開をしておりますし、個別の事業者の方は、全体ちょっと把握し切れませんが、あるスーパーではカキをメインに、ホームページを通してカキを送って、それを電子決済をすると、こういった取り組みをしていることもお聞きをしております。スーパーの方は冬期間といいますか、11月から3月くらいが限定ということで扱っているようであります、かなりの利用が、去年までの情報ですが、あったというふうにお聞きをしておりますが、商工会の方の電子市場そのものはアクセス数はかなりあるんであります、直接購入というところまで結びつく件数そのものは今のところ100件程度というふうにお聞きをしております。そういう意味で、商品そのものを写真で見て、パッケージだけの展開でありますから、味においもしないというところの問題もあるんでしょうが、今のところ大きな効果として展開しているという状況ではございません。

委員長 11番。

11番 始まったばかり、あるいはまだまだそういう専門業者から見ると見劣りするのかなということもあるのではないのかなというふうに考えますけれども、やはり厚岸町の地場産品の販路拡大というのは大いに進めていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども。そういう点ではやはり参加業者をふやすだとか、それから参加品目をふやしていくということも大事ではないのかなと。先ほどのシイタケなんかもやはりこの中に含まれていくだとか、アイスクリームが含まれるだとか、そういうことが大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

そういうことで、前の議会で厚岸町のホームページの話をしましたけれども、次の目に観光振興費があるんですけれども、ちょっと委員長、申しわけないんですけれども、それも含めてお尋ねしたいんですが、やはり厚岸町の取り組みも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、3月予算で相当な予算措置をしていながら、厚岸町のホームページ、このごろ若干変わってきているんですけれども、見ているとほとんど変わっていないと。観光はどこに行くかなと思ったら産炭地の、何といったかな、そのホームページの方に向かって行って、ほんの少しだけが情報としてあると。残念ながら桜祭りがあって、今、アヤメ祭りだと。この観光で大いに売り込まなければならぬ、厚岸を知っていただかなければならぬ、厚岸の商品を売り込む絶好の機会をみすみす逃してしまうようなことではまずいのではないのかなというふうに思うんですけれども。これはどうして厚岸のホームページが新しくなっていないのか、その辺はどうなのでしょう。他の町村は大いにやっていますよ。上湧別にしても、東藻琴にしてもね。厚岸は依然として進まないというのはどういうことなのでしょう。

委員長 総務課長。

総務課長 3月の議会でもご指摘受けましたホームページでございますけれども、今、手直し作業というんですか、大幅に内容も含めて変える作業をしております。主にうちのホームページですね、実は写真も含めて重いわけでありまして、その辺も含めまして7月の頭に入れかえをしまして、基本的には町長のコメントも入れながら、各セクションの内容も変えまして、取り組みをまず工事中も含めてすべて直すということで進んでおりますので、もうしばらくといたしますか、この6月いっぱいこの作業を終えたいというふうに我々思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたい。今、季節的な問題、これからの観光時期を迎えまして、雨、既に6月の末というものの期間中でございますけれども、それじゃちょっと間に合いませんけれども、秋以降の中ではきちんとした対応をできるだけホームページを今作成中でございます。ご理解のほどお願いいたします。

委員長 11番。

11番 それ、つくり直さなければできないものなんですか。例えば、今、アヤメ祭りですよぐらいはできないんですか。やはりそして、せっかくアクセスしていながら依

然として同じ情報、もう2万件超えていますよね。そうしたら、その人たちに対して何で、何の情報が欲しくてアクセスするのかわからないけれども、やはりそういう時期時期の情報が欲しくてアクセスしてくるのではないのかなというふうに思うんですよ。そうすれば、やはり今、厚岸の売り込みたいこと、知ってほしいこと、それをやはり十分でない中でもやれるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

委員長 総務課長。

総務課長 確かにおっしゃることは十分、重々わかる状況にありますけれども、ただ表の写真を含めて今作業をしております、そちらの方に全力投球をしております、実はリンクの問題もあります。ですから、商工会ともこの間打ち合わせをさせていただいて、商工会の「産直市場」というのは、今回新たに「電子市場」から変わった、それも全部作り直しをかけて、きちんとした形、また若干軽さというんですか、スピーディーに動くような形の中のホームページができております。ですから、厚岸町のホームページも、今日21日ですから、その中で全力を挙げて全体的な手直しをし、工事中をすべてなくすということを全体に、今までの載せているものをやはりきちんと守りながらつくっていききたいというふうに思っております。

それで、43回のアヤメ祭りについては、既に、これ一部手直しの部分でありますけれども、こういう形の中でカラーで作り直しをしておりますので、これについては早急に、祭り期間中ですので、その部分だけでも急ぎ入れ直しをしながら、すべての前にできるものはできるということでやっていきたいというふうに思います。今の意見含めて、今、途中で手直しをしながらやっておりますので、最終的にはこの7月にすべての工事中をなくして、きちんとした、表の写真も含めて軽やかに動く形の中で物事を進めてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

(「はい、いいです」の声あり)

委員長 次に、4目観光振興費。5目観光施設費。

7款土木費、1項土木管理費、4目地籍調査費。4項都市計画費、4目土地区画整理費。

9款教育費、2項小学校費、3目教育振興費。

11番。

11番 この間、厚静小学校でしたか、PTAの奉仕作業中に事故があったと。それで、

厚静小学校のPTAはたまたま保険に入っていたということなのですが、現在、PTAで入っていない学校は何校あるんですか。

それから、もう1点お伺いしたいんですが、宮園町か白浜町で小学生が夕方事故に遭って、かなり重傷だったのか、釧路まで運ばれて治療を受けたというふうに聞いているんですが、この事故はどのような事故だったんでしょうか。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

お答え申し上げます。

PTAの保険の関係でございますけれども、北海道PTA安全互助会という、これは任意の保険制度なのでございますけれども、これがありまして、それぞれ入っているわけですが、実は先般この事故がありましてから、すぐに校長会の中で、こういった安全対策とともに、このPTAの互助会の制度、ある旨の再確認とともに確認をちょっとさせていただきましたけれども、一部入っていないと。その数については正確にちょっと押さえておりませんが、私どもの方といたしましては、PTAの奉仕活動、こういった実態からいたしまして、できるだけ入るようにPTAの方とも協議してほしいと、このような申し入れを行ったところでございます。最終的に何校がという部分までちょっと押さえておりませんので、申しわけございませんけれども、ご了承のほどお願いいたします。

それから、先般の交通事故でございますけれども、18日の午後3時55分ごろの事故でございます、釧路新聞にもこの報道がされていたわけでございますけれども、放課後に親戚の家に遊びに来ておりまして、道路横断の中で白浜方向から走ってきました乗用車と衝突という事故でございます、横断の状況等につきましては、詳しい状況については警察等の方でまだ調査中ということで、詳細については私どもの方まだ把握してございません。

こういった事故の中で、頭部、それから腹部を打ったということで、町立病院に運ばれて、その後労災病院の方に転院搬送がされているということでございます。診断の結果におきましては、腹部については大きな問題はないということでございまして、ただ頭部の方については中の方で若干の内出血が見られるということでありましたが、幸い大きな出血等が見られないために手術まで要しないであろうという初診でございました。その後、翌日にかけてCTであるとか、そういった精密検査等を行ってきております。ただ、現在の容態でございますけれども

も、意識につきましては、それぞれ会話等も行っていると。ただ、ショック症状と
いいでしょうか、そういう部分があらわれているのか、活発な状態での受け答えが
行われていないというふうに伺っておりますけれども、これらにつきましては、シ
ョック症状等もありまして、お医者さんの話でも一、二週間はこういう状況が続く
場合があるというふうに聞いております。幸い大きな、命であるとか、そういうよ
うな後遺症等の心配はないのではないかというお話も、保護者等を通じて学校の話
を通じましてお聞きをいたしております。

そのような状況でございますけれども、当面、まだ様子見の関係で入院されてお
りますので、そうした今後の経過等によってその辺の入院期間等についても明確に
なってこようかなと、このように存じております。

以上です。

委員長

11番。

11番

PTAは、言ってみれば本来は任意加入だろうと思いますけれども、町内の学校
はほとんどが全員加入と、先生も含めてね。そういう形で運営されている団体だど
思うんですよね。それで、学校運営の中でPTAの果たしてきている役割というの
はやはり非常に大きなものがあって、そういう奉仕作業が当然のように今までも行
われてきておりますし、学校初め教育委員会もそれを受け入れてきているのではな
いのかなというふうに思うんですが、これについて、安全会等の掛金くらいは、町
でもうPTAに何か補助金出しているのかな、出していないかわかりませんが、
PTA会等にですね、出していないのであれば、安全互助会の掛金程度を補助
するというようなことで、すべてのPTAが安全な活動ができるように進めていく
べきではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

交通事故についてはわかりました。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

PTAの奉仕活動と保険の関係でございますけれども、奉仕活動の関係について
は、非常に学校といわゆる地域、父兄、これを結びつけるという意味で非常に役割
大きなものがあるというふうに存じておりますし、その活動そのものについては非
常に大切な活動であるというふうにとらえております。

先ほど申しましたように、ただそういう活動の中で不幸にして事故に遭遇すると

いう場合もあると思いますし、またそういった対応の中で一つのPTAという、いわゆる事業計画団体としてお見舞いといいたまいますか、何かあった場合のお見舞い、そういうような中でもってつくられている保険制度でございます。基本的には任意の保険制度でございまして、従来からそれぞれのPTAの活動、いわゆる事業の予算の中で1世帯、最低1口200円という金額でございますけれども、そういった中で掛金納められて、それぞれ加入されているというのが実態でございます。おっしゃられるように、このいわゆる掛金での負担といいたまいますか、助成というようにただいま提案をいただいたわけでございますけれども、基本的にはそれぞれの活動団体の中でお考えになって、任意でございますから入っていただくことになるのが基本だろうというふうには存じますけれども、私どもこの掛金のいわゆる助成という部分について、まだ一度も検討したことございませんので、その辺につきましては、少し検討をさせていただきたいなというふうには存じますので、よろしく願いいたします。

(「はい、わかりました」の声あり)

委員長 いいですか。

11番 いいです。

委員長 次に、5項社会教育費、3目社会教育施設費。5目博物館運営費。
8番。

8番 13節の委託料21万円、説明の方には郷土事業収蔵庫建設事業と、こうなっていますけれども、この内容についてご説明いただきたい。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 委託料の関係についてご答弁申し上げます。

本年度この博物館運営費の中で郷土資料収蔵庫の建設事業ということで工事請負費、さらには事務費等で1,000万の事業費を当初予算で計上してございます。それで、この事業の財源としまして防衛庁の交付金を充ててございますけれども、この交付金で今年になりまして、申請といいたまいますか、商工の方で子野日公園のトイレの建設事業についてもこの同じような事業を使うということで、事前に札幌防衛施設局の方と協議に行った際に、こういった施設建設に当たりましては、その設計に際しましては地耐力がどうかと、そういった調査をしてほしいと。これは会計検査院の最近のそういった流れがありますけれども、そういったことが求められましたの

で、当建設場所の地耐力につきましてボーリング調査を行って、それを設計の方に反映したいと、こういうことで地質調査委託料として21万を補正としてお願いしているところでございます。

委員長 8番。

8番 そうすると、これはいわゆる地耐力の検査、ボーリングする、その費用ですね。21万でできるんですかね。

それと、その建物、その規模、それとその場所等についてもちょっとご説明願います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 この調査につきましては、ボーリング1カ所で約5メートルを調査するというふうになります。これにつきましては、その建物がベタコンの木造というようなことを考えてございますので、布基礎ですね、の木造平家建てということで考えてございますので、この程度のボーリングでその地耐力を十分調査できるのではないかと、こんなふうに考えてございます。

さらに、規模でございますけれども、木造平家づくりの布基礎でございます、面積については165平米の収蔵庫を現在のところ予定してございます。ただ、実施設計がこれからということでございますので、若干そういった面で変わる可能性はございます。

以上でございます。

場所につきましては、私ども建設課の技術関係と一緒に何カ所か調査しまして、一番収納庫として、私どもも使いやすい、あるいは管理上の関係も考慮しまして、最終的には太田地区公民館の裏の方になりますけれども、現在の太田屯田記念館の収蔵庫がございまして、その横に予定をしてございます。

(「はい、わかりました」の声あり)

委員長 いいですね。

次に進みます。

6項保健体育費、4目学校給食費。

10番。

10番 委員長にお願いなんです、ここでこの前の行政報告がありました学校保健会に関する質疑をお許しいただきたいんですが、よろしくお願いたします。

委員長

できるだけ簡潔にひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

10番

行政報告をいただきまして、それから詳細な資料をいただきまして、大体のところはつかんだつもりでおります。ただ、私どもはやはり頭の中が通常の事務執行を前提にして考えておりますので、それから余りにも跳びはねた、外れたことをされますと、なかなか報告書を読んでもよく理解ができないんですよね。それで、何回か読んでいるうちに、ああそういうことかというような、イメージをつかむのに随分苦勞いたしました。それぐらい事務執行のイロハから外れたものなんだなという気がいたしまして、改めてびっくりしたというのが実情でございます。

それで、大体実に詳細によく書かれておりまして、それから非常にきちんと資料もついておりますので、そんなに聞くところはないんですけども、ここで書かれていないというか、ちょっとわからないところがありますのでお聞きしたいんですが、担当者が一人でずうっとやっていて、そしてある年限のころは何もやらないで投げておいて、あるときはちゃんとやって、またあるときになったら投げてということはちょっと考えられませんよね。だから、これを見ていきますと、波があるんですね。このころちゃんとやっていたのかなというところがあったと思うと、きちんとやっているというところがあって、また全然動いてない近年があって、ということになると、そこで担当者がかわっていつてるんじゃないかというふうに思いました。

それで、現金が引き継がれたもので云々というような書き方もこのところに出てきますので、もちろん個人名は伏せていただきたいんですが、AからB、BからCというような引き継ぎというのは何年にあったのか。それがここに書かれていないので、その点についてお聞きしたい。

それと、その引き継ぎの形態ですね。どういう形で具体的に行われるのかということ、そこにはだれが立ち合うのかということを含めてお聞きしたい。

それと、もう一つは、これは当然そういうふうに前提にしてこちらも読んでいるんですが、確認の意味でお聞きするんですが、学校保健会という任意団体といわれるのがございますよね。その事務は、学校保健会の会員ではないんだけど、教育委員会の職員がやっているわけですね。これは教育委員会の職員の職務に入ることとは前提として考えていいわけですね。個人的な問題ではないということでしょうね。それをまず1点目として確認いたします。

委員長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

お答え申し上げたいと思います。

まずは、いわゆるこの学校保健会、設立されているのが59年でございますので、その以降の担当、いわゆる係長に該当する部分でございますけれども、そこでお答え申し上げたいと思います。

人事の異動で変わっている部分につきましては、62年4月、それから平成5年4月、平成7年4月、そして平成10年4月でございます。なお、課長につきましては、昭和62年4月、それから平成6年4月、平成12年4月、このような経過でございます。

それから、引き継ぎの関係のご質問でございますけれども、通常の引き継ぎにつきましては書面をもって、引き継ぎ書でございますけれども、この引き継ぎがいわゆる担当者レベル、係長であれば前任の係長、それから後任の係長の間で行われると。それから、課長であれば課長と、前・後任の間で書面をもって行われるということになります。なお、書面以外においても口頭で補佐するような形での引き継ぎ行為が行われているというのが実態でございます。

それから、学校保健会、実質的に事務局、報告のとおり係、教育委員会のいわゆる学校保健業務を担当する係において実質的な担当ということでやっておりました。当然、学校保健にかかわることということで事務局を持っているわけでございますから、当然そこについては職務の一つというふうに私ども考えております。

委員長
10番

10番。

今まず引き継ぎの話なんです、そうすると、これを見ると決算剰余金というのが出てしまったと。決算書は残金ありません、でも本当はありましたということなんでしょう。最初ちょっと意味がわからなかったんだけどね。それは袋に入れて別にしておいたと。預金通帳に入れておくというと、これ何なんですかと言われるから袋に入れて突っ込んでおいたと。そのお金がたまってきたと。で、それを次の引き継ぎだと、こういうことなんです。だから担当者はそれ知っているわけですね。当然、そのときには管理職はその引き継ぎの内容は知らないんですか。知っているんですか。そういうことです。

それから、その次に今度、補助金が出たんですね。だけれども使わなかったんですね。そして、丸々これも袋に入れて突っ込んだんですね。これもまた次の年まで

知っているんですね。そういうことが管理職は知らないんですか。知っているんですか。そのあたりの調査はどういうふうになっているのか、ここに書いてないんですよ。それについてお答えいただきたい。

委員長

田辺教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

まず、私が12年で引き継いでおりますけれども、その辺から申し上げたいと思いますけれども。

いわゆる、前任課長との引き継ぎの段階では、私どもこの存在の引き継ぎは受けられません。11年度以前のいわゆる学校保健会にかかわる実態という部分につきまして、今回の調査で私もその中身という部分を認識したような状況でございます。いわゆるこの残金という部分につきましては、特に10年度でございますけれども、正面に何も記されない封筒に保管されていたというようなこともありまして、いわゆる当時、当人以外はちょっと気がつかなかったというのが実態のようでございます。私もそういう認識はございませんでした。

それから、ただ、引き継ぎや相談なく行われていた行為ということとは言いましても、やはり担当事務の内容であるとか、それから団体の活動の状況把握という部分については、当然、注意を注いでおりますと、早期に実態の把握ができますと、より適切な処置対応ができたのではないかなというふうに深く反省もしております。

担当課長といたしましては、当然、所属する職員に対します指揮監督であるとか、管理責任、これは重いものがあるというふうに私自身とらえておりますし、日常業務に対する注意力であるとか、それから指導力、この辺の低さがこのたび指摘を受けるまでこうした行為を認識せずに漫然と推移したのではないかなと、このようなことで深く責任を感じているような状況でございます。

委員長

10番。

10 番

漫然と補助金がつけられて、不用額で落ちるといような事態があったために予算書でわかったわけですね。そうですね、補正予算で。それで前の年を決算だとかを見ていって、それで何だこれはということになったのが3月議会での議論でしたが、そうすると、いわゆる管理職の立場にある方は、あなたにせよ、前任者にせよ、当事者間で——当事者間とっていいのかな、担当係なりそのところでごじょごじょとやっていることについては、全然気がつかなかったと。それで、議会で

もって議論があって調べてみて初めて、何だこれはということになったと、こういうことですね。

それから、その全く動いてない学校保健会の補助金を申請するとなれば、いや去年は何もやってないんですと、今年も何もやってないんですと、だけれども補助金去年もつけておいたし、あれですからつけてくださいよと言って、財政、はいはいというわけじゃないんでしょう、これは。そうすると、そののところには、去年はこういうことをやりましたという、何というのかな、去年の事業報告、それから決算書、あるいは今年予算書、そして事業計画書、最低限のものは、こういうようなものがつくんじゃないかなと、補助金申請のときにはね、思うんですが、そういうものについては、これもまた実態とかけ離れたものが出されているということについても、そういう立場にある方は代々何もわからなかったと、そういうふうと考えていいんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 いわゆる、特に10年度、それから11年度、これにつきましては、実際に総会等も行われていないまま書類がつくられているわけですから——失礼いたしました、11年度でございますけれども、書類がつくられているわけですから、実際書面上はいわゆる補助申請の形態といいたいまいしょうか、そういう事業報告、決算、それから計画書、こういうものがつくられていたわけですからけれども、当時の担当課長にもお聞きいたしておりますけれども、当事者以外はこの辺について認識していなかったと。また、当事者についても、独断で行ったというような証言等もいただいております、非常に認識が低かったのかなということをおっしゃると、そのとおりでございますけれども、そのような状況でございます。

委員長 10番。

10 番 今、私、評価はちょっと差し控えます。言い出したらとまりません。

それで、今度財政の方にお聞きするんですけども、これ、全然実体のないものにつけてしまったんですね、結果において。そうすると、当然信用するに足る書類が全部財政の方には回ってきて、そういうお話があったんですね。

委員長 企画財政課長。

企画財政
課 長 お答えを申し上げます。

予算編成の限られた時間の中ですので、一つ一つの部分はどれほど厳密にできる

かはいろいろ制約はございますが、一応、例えば平成10年度の決算書であれば、新年度予算をつくる、1月、2月なんです、例えば12年度の予算をつくるときには、12年の1月にやりますので、そのときは前の年、11年度の決算書が出ませんので、当然ながら当該年度でございますので、前々年度の決算書でいいから、予算をつける段階での部分で出してくださいということで、各それぞれの団体の補助金関係の方からそれらを前々年度の決算書を見ながら、本当に一つ一つに相当な時間かけられませんが、それを一応見ながら予算をつくるということになりまして、平成10年度の決算書も出てきておりましたけれども、それは報告のとおり出てきておりました、それは平成12年度の予算を編成する段階で出てきておりました、それによるとそういう支出になっておりますので、それ以上の申請等はできませんので、それによって予算をつけさせていただいたと、そういうところでございます。

委員長

10番。

10番

現場の担当管理職もわからない、それから補助金をつけるときには財政もわからない、実に簡単にするすると補助金がつくシステムになっているんじゃないのという気がしますよ。3月31日締めの子体の決算書、1月の段階でつけると言ったって無理だ、これはよくわかります。それならば、例えばこの9カ月間とか10カ月間、どういふことをやってきたのかという事業報告も出ないんですか。去年というか、例えば今、平成14年の予算つけようとしていますね。そうすると13年度の部分でこういうものやってきました、あとが予定としてはこんなことをやろうと思います。あるいは、中間決算書なんて大仰なものでなくても、こういうふうに出支をしてきたんですよというような。そして、そういう実績に伴って来年こういうことをやりたいんですというものもないわけですか。そういうものが、財政としては補助金をつけるに当たって必要だとはお考えになりませんか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課長

この予算、大事な町民の公金でございますので、やはりそれらを予算をつけるときには、やはりむだのないように、ロスのないように、それらの原課各課と、限られた財源の中で各課からの要求が上がってきた部分をそれぞれがやはりまず財政係として、財政担当課としてそれぞれの所管課といろんなヒアリングをして、その中では個々に、これはどうなんですか、これはこのぐらいにしますけれどもやっていますかという、そういう協議はやってはおります。やってはおりますが、そうい

う部分での原課の聞き取り等もやっておりますが、正直言ってある程度限られた時間でもありますし、その部分はまことに限界があるかも知れませんが、本来的にはやはり一つ一つ、予算でございますので、やっていってしかるべきかと存じます。

委員長 10番。

10番 やはり財政としては原課の言うことを信頼してやっているわけだから、非常に苦しいと思います、私のような言い方されるとね。だけれども、こういうものが実際に出てしまうと、やはりそこらのチェック機能というものも考えなきゃなんないですよ。お互いに非常にやりづらくなりますけれどもね。

それで、もう一つ、今度は教育委員会の方に戻りますが、ここに、後ろの方に表がついておりました。見ていきまして、ずうっと判定というのが書いてありますが、特に、もう既に全然書類がなくなっちゃっていると、保存してないというんですね。それは、いわゆる任意団体の文書だから、町の公文書ではないから、保存年限規定にも当たらないから、違法行為に当たらないものと解するという判定していますよね。ということは、違法ではないけれども不適切であることは間違いないという意味でのこれは違法行為に当たらないという意味ですか。それとも何ら問題がないということでこれを書いていますか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委 証言で足りなかったかなというふうに今、反省しておりますけれども、非常に不適切、不適正な書類の保存方法であろうというふうに私も考えております。

委員長 10番。

10番 もうそろそろやめます。

それで、いずれにいたしましても、この前教育長さんにお会いしたときに冗談で言ったんですが、この財源難の折だから、教育委員会の金庫全部、書庫から金庫調べた方がいい、あっちこっちで大判小判がざっくざくということにならないかというような話なんですよね、これは。およそ事務執行という点からについては考えられないようなことをやっているわけですね。やはりこれはそういう意味で、これを一つの基準にして皆さんの職務を引き締めてくださいというには、皆さんは失礼なこと言うなというふうには思われるとは思いますがけれども、現実には厚岸町のこの役場の中でこういうことをやっていたということが出てきてしまったわけですよ。これはやはり重く受けとめていただきたいんです。

それで、教育委員会としては、これを受けて、例えば他の補助金全部を洗い直すとか、執行方法を、そういうようないろいろな手だてを行ってはいませんか。これを一つの他山の石として、こういうふうにやっぺいこうというようなことは、どういふふうにしていますか。本件の評価を含めて教育長に最後にお願ひしたい。

委員長

教育長。

教育長

先日、行政報告させていただきましたけれども、本件のことについては、私自身大変驚いておりますし、まことに残念なことだなというふうに感じております。そして、この調査後、ほかにも各種補助金がございます。それらにつきましても、どのような状態になっているのか、経理の状態について内部でいろいろな部分、全部がもちろん内部の補助金ではありません。ほかの団体の補助金もございます。そういう意味で言いますと、全体の会の中の一部の部分という補助金については、その会のすべての監査をする権限はこちらにはない部分もございますので、町民の方の会というのもございますので、その会の自主性を損なうということはまずいなという部分もございますけれども、学校を中心とした比較的ほかの部分の入っていない部分の補助金もございます。そういう補助金につきましても、どのような経理がされているか、適正にされているかという部分については、現在調査中でございますし、今後適正な執行をするように強く指示しておりますので、よろしくご了承願ひたいと、かように思います。

委員長

10番。

10番

最後に町長にお聞きします。

町長は、職員の意識改革ということを強く打ち出していますよね。それで、今回起きたのは教育委員会の——起きたのというか、この報告書が出ているのは教育委員会の問題なんです。ただ、職員は教育委員会と町長部局を行ったり来たりしていますからね。ですから、一人教育委員会の問題だけではなかろうという気がいたします。今、教育長の方から、それぞれいろいろな補助金の性格もありますし、いろんなことがあるから全部を洗い直すのはちょっと不可能ですけども、できるものについてはやはりきちんと本当に執行されているかどうか改めて点検をしたいというような話がありましたが、町長部局におかれても、要するに町長のもとにおかれても、そのような姿勢でそれぞれの課で一応再点検というようなことはお考えになっていますでしょうか。そして、改めて事務執行について気を引き締めていってほ

しいということは、これはもう当然のことなんですけれども、そういうようなお考えでありますでしょうか。その点最後に一言お願いします。

委員長 町長。

町長 このたびの保険会の問題につきましては、重く受けとめ、私といたしましても二度とこういうことはあってはならないという感じのもとで、実は町長部局の団体、事務局を担当している等も含めて、関係している補助金、負担金等を早速調査いたしました。補助金を受けているのが 110件、負担金を受けているのが 231件でございます。合わせて 341件でございます。調査の結果、公正、公平にやっているということでございまして、しかしながら、今、室崎議員が指摘いたしましたように、二度とあってはならないことでもあります。教職員の意識改革はもちろん、公金という町民の税金を運営する我々といたしましては、しっかりとこれから町民の信頼のもとで町政を推進する責任があります。そういう意味で、ただいまの質疑については、我が身のごとく職員全員に、全体にお伝えし、今後二度とないようにアピールしたい、かように思います。

(「結構です」の声あり)

委員長 いいですか。

次に進みます。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

(発言する者なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

第2条の債務負担行為です。第2表の債務負担行為の補正は4ページ、5ページにございます。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ総体的にございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものに決するにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員 長

次に、議案第53号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は4ページをお開きください。

歳入より進めてまいります。

6款連合会支出金、1項連合会補助金、2目保険事業等推進寄附金。

8款繰入金、1項繰入金、1目繰入金。

ございませんか。

(な し)

委員 長

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金。

ございませんか。

総体的にごございませんか。

(な し)

委員 長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員 長

次に、議案第54号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は4ページをお開きください。

歳入より進めてまいります。

4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第55号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は4ページをお開きください。

歳入より進めてまいります。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

(なし)

委員長 歳入を終わり、歳出に入ります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(な し)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算4件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻16時39分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年6月21日

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長